

Title	春秋經傳集解譯稿（八）：僖公二十五年～二十八年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 1999, 25, p. 86-134
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61155
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋經傳集解譯稿（八）

— 僖公二十五年—二十八年

岩本憲司

〔僖公二十五年〕

經二十有五年春王正月丙午衛侯燬滅邢

⑤ 衛・邢は同じ姫姓である。親戚どうしで滅しあつたことをにくむから、名を稱して罪責したのである。

附下の傳文に「同姓也 故名」とある。

經夏四月癸酉衛侯燬卒

⑥ 傳はない。（名を書いているのは）五たび同盟した（からである）。

附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを參照。

經宋蕩伯姬來逆婦

⑦ 傳はない。「伯姬」は、魯の女で、宋の大夫の蕩氏の妻となつてゐた。自分で、その子のために（魯に）來て迎

えたのである。「婦」と稱しているのは、姑がいるという表現である。婦人が竟を越えて婦を迎えるのは非禮であるから、書いたのである。

附公羊傳文に「宋蕩伯姬者何 蕩氏之母也（中略）其稱婦何 有姑之辭也」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「婦人既嫁不踰竟 宋蕩伯姬來逆婦 非正也 其曰婦何也 緣姑言之之辭也」とあるのを參照。

經宋殺其大夫

⑧ 傳はない。事件の詳細は不明であるが、（書）例によれば、（殺された）大夫に罪がなかったから、名を稱していないのである。

附文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを參

照。

經秋楚人圍陳 納頓子于頓

㊦ 頓（子）が陳におわれて楚に出奔したから、楚が陳を圍んで頓子を（頓に）送り込んだのである。「遂」と言っていないのは、一つの事件であることを明らかにしたのである。子玉が「人」と稱しているのは、赴告に従ったのである。頓子に「歸」と言っていないのは、師を興へて送り込まれたからである。

附注の「頓迫於陳而出奔楚」については、二十三年の傳文に「秋楚成得臣帥師伐陳 討其貳於宋也 遂取焦夷 城頓而還」とあるのを参照。

注の「不言遂 明一事也」については、四年「春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰 遂伐楚次于陘」の注に「遂 兩事之辭」とあるのを参照。なお、その附も参照。

注の「子玉稱人 從告」については、下の傳文に「楚令尹子玉追秦師 弗及 遂圍陳 納頓子于頓」とある。

注の「頓子不言歸 興師見納故」については、疏に引く『釋例』に「傳稱諸侯納之曰歸 今經諸稱納者 皆有興師見納之事 不待例而自明 故但言納 不復言歸」とある。なお、成公十八年の傳文に「諸侯納之曰歸」とあり、

注に「謂諸侯以言語告請而納之」とあるのを参照。

經葬衛文公

㊦ 傳はない。

經冬十有二月癸亥公會衛子莒慶盟于洮

㊦ 「洮」は、魯地である。衛の文公の埋葬がすんでいるのに、成公が爵を稱していないのは、（成公は）父の遺志をひきつぎ、名稱をさげて、未成君（の稱）に従ったから、「子」と書いて、ほめたのである。莒慶が氏を稱していないのは、族を賜わっていなかったからである。

附注の「洮 魯地」については、莊公二十七年「春公會紀伯姬于洮」の注に、同文がみえる。なお、疏には「八年盟于洮 杜云曹地 三十一年魯始得曹田 此時不得爲魯地 注誤耳」とある。

注の「衛文公既葬云云」については、疏に引く『釋例』に「文公欲平莒於魯 未終而薨 故衛子尋父之志 魯人由此亦脩文公之好 此孝子之至感而人情之所篤 故成公雖已免喪 至於此盟會 降以在喪自名 猶武王伐紂稱天子發 故經隨而書子 傳從而釋之曰 脩文公之好也」とあるのを参照。また、『禮記』曲禮下「諸侯見天子」の疏に「服虔亦云 明不失子道」とあるのを参照。なお、

九年の傳文に「凡在喪 王曰小童 公侯曰子」とあり、注に「在喪 未葬也」とある。

㊦ 二十五年春衛人伐邢 二禮從國子巡城 掖以赴外 殺之

正月丙午衛侯燬滅邢 同姓也 故名 禮至爲銘曰 余掖殺國子 莫余敢止

㊧ あざむいて同姓を滅したことを恥じるといふことを知らず、かえって、功績を器に銘記した、ことをにくんだのである。

㊨ 秦伯師于河上 將納王 狐偃言於晉侯曰 求諸侯 莫如勤王

㊩ 「勤王」とは(王を送り込むこと)につとめる、ということである。

㊪ 諸侯信之 且大義也 繼文之業 而信宣於諸侯 今爲可矣

㊫ 晉の文侯仇は、平王の侯伯となり、周室を補助した。附『國語』晉語四「繼文之業」の韋注に「文 晉文侯仇

平王東遷 文侯輔之」とあるのを参照。また、『書』文侯之命の僞孔傳に「平王命爲侯伯」とあるのを参照。

㊬ 使卜偃卜之 曰 吉 遇黃帝戰于阪泉之兆

㊭ 黃帝が、神農の後裔の姜氏と阪泉の野で戦って、勝った。

今ここで、その際の兆を得たから、吉としたのである。

附『史記』五帝本紀に「軒轅之時 神農氏世衰(中略)軒轅乃修德振兵(中略)以與炎帝戰於阪泉之野 三戰然後得其志」とあるのを参照(なお、その『集解』に「服

虔曰 阪泉 地名」とある)。また、『國語』晉語四に「昔少典娶于有蟻氏 生黃帝炎帝 黃帝以姬水成 炎帝以姜

水成 成而異德 故黃帝爲姬 炎帝爲姜 二帝用師以相濟也 異德之故也」とあり、韋注に「賈侍中云(中略)

炎帝 神農也(中略)昭謂 神農 三皇也 在黃帝前黃帝滅炎帝 滅其子孫耳 明非神農可知也」とあるのを

参照。

㊮ 吾不堪也

㊯ 文公は、自分がこの兆にあたると思ったから、「(任に)堪えられない」と言ったのである。

㊰ 對曰 周禮未改 今之王 古之帝也

㊱ 周の徳は衰えたけれども、その命がまだ改まっていないから、今の周王自身が(いにしえの)帝の兆にあたるのであって、晉のことを言っているわけではない、ということである。

㊲ 公曰 筮之 遇大有

㊳ 下が乾(三)で上が離(三)のが、「大有(三)」である。

㊴ 之睽

㊦下が兌（三）で上が離（三）のが、「睽」（睽）である。

「大有」の九三（下から三番目の一）が（二）に變じて「睽」となる、ということである。

團曰 吉 遇公用享于天子之卦也

㊦〈大有〉の九三の爻辭である。三は三公であつて（陽爻が陽位にいるから）正位を得ており、變じて兌となると、兌は説（よること）である。（つまり）正位を得てよろこぶから、よく王にもてなされるのである。

附『易緯乾鑿度』に「六位之設 皆由上下（中略）初爲元士 二爲大夫 三爲三公 四爲諸侯 五爲天子 上爲宗廟」とあるのを参照。また、朱熹『周易本義』に「九三居下之上 公侯之象 剛而得正」とあるのを参照。また、『易』兌卦の象傳及び説卦傳に「兌 説也」とあるのを参照。

團戰克而王饗 吉孰大焉

㊦卜も筮も吉にかなっている、ということである。

團且是卦也

㊦さらに、一爻には繋げず、二卦の義をまとめて言おうとしたのである。

團天爲澤以當日 天子降心以逆公 不亦可乎

㊦乾は天であり、兌は澤である（『易』説卦傳）。乾が變じて兌となつて、上の離にあたる、ということであり、離

は日である（『易』説卦傳）。天にあるべき日が、光をたれて澤にあり、上にいるべき天子が、心をよろこばせて下にいるのは、心を降して（へりくだつて）公を迎えることの象である。

附注の「説心在下」については、上の注に「兌爲説」とあるのを参照。

團大有去睽而復 亦其所也

㊦〈睽〉の卦をはなれ、〈大有〉にもどつて考えてみても、やはり、天子が心を降すことの象がある、ということである。（つまり）乾は尊で離は卑であるのに、（大有が）尊（乾）を卑（離）の下に降しているのも、やはり、そういう意味である、ということである。

附上の注に「乾下離上 大有」とあるのを参照。

團晉侯辭秦師而下

㊦秦の師をことわつて、かえらせたのである。（黄河の）流れに順つたから、「下」と言っているのである。

團三月甲辰次于陽樊 右師圍温

㊦大叔が温にいたからである。

團二十四年の傳文に「大叔以隗氏居于温」とある。

なお、『史記』晉世家「三月甲辰晉乃發兵至陽樊」の〈集解〉に「服虔曰 陽樊 周地 陽 邑名也 樊仲山之所居 故曰陽樊」とある。

團左師逆王

團夏四月丁巳王入于王城 取大叔于温 殺之于隰城 戊午

晉侯朝王 王饗醴 命之宥

③ 饗禮を行なつて、醴酒を設けたうえに、さらに、おくりものをして、歓迎の氣持を補助したのである。「宥」は、助である。

附 莊公十八年の傳文「春虢公晉侯朝王 王饗醴 命之宥」

の注に「王之覲羣后 始則行饗禮 先置醴酒 示不忘古

飲宴則命以幣物 宥 助也 所以助歡敬之意 言備

設」とあるのを参照。なお、その附も参照。

團請隧 弗許

④ 地を掘つて路を通すのを「隧」といい、王の葬禮である。

諸侯の場合は、いづれもみな、柩をかけて(まっすぐに)おろすのである。

附 『國語』周語中「請隧焉」の章注に「賈侍中云 隧 王

之葬禮 開地通路曰隧」とあるのを参照。また、隱公元

年の傳文に「若闕地及泉 隧而相見 其誰曰不然」とあ

り、注に「隧若今延道」とあるのを参照。なお、異説と

して、上にあげた章注のつづきに「昭謂 隧 六隧也

周禮 天子遠郊之地有六鄉 則六軍之士也 外有六隧

掌供王之貢賦 唯天子有隧 諸侯則無也」とある。

團曰 王章也

⑤ 王者が諸侯と異なることを明らかにするものである。

附 『國語』鄭語「其子孫未嘗不章」の章注に「章 顯也」

とあるのを参照。

團未有代德 而有二王 亦叔父之所惡也 與之陽樊温原欒

茅之田 晉於是始啓南陽

⑥ 晉の山の南、黄河の北にあったから、「南陽」というのである。

附 二十八年の穀梁傳文に「水北爲陽 山南爲陽」とあるの

を参照。

なお、傳文の「起南陽」の「起」は、技勘記に従つて、

「啓」に改める。

團陽樊不服 圍之 蒼葛呼曰

⑦ 「蒼葛」は、陽樊の人である。

附 『國語』晉語四「倉葛呼曰」の章注に「倉葛 陽樊人」

とあるのを参照。なお、注の「樊陽」は、技勘記に従つ

て、「陽樊」に改める。

團德以柔中國 刑以威四夷 宜吾不敢服也 此誰非王之親

姻 其俘之也 乃出其民

⑧ 土地だけを取ったのである。

團秋秦晉伐郟

㊦「郡」は、商密にあった秦楚の國境の小國であり、後に、南郡の都縣に遷った。

團楚鬪克屈禦寇以申息之師戍商密

㊦「鬪克」は、(下の)申公子儀であり、「屈禦寇」は、(下の)息公子邊である。「商密」は、郡の別邑で、今の南郷の丹水縣である。「戍」は、守である。二子は、兵を析に駐屯させて、商密を援助したのである。

附注の「戍 守也」については、莊公八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團秦人過析 隈入而係輿人 以圍商密 昏而傳焉

㊦「析」は、楚の邑で、白羽とも呼ばれていた。今の南郷の析縣である。「隈」は、かくれたところ(間道?)である。(白軍の)兵卒をしばったのは、析に克ってその捕虜を得たように見せ掛けたのである。夕ぐれになってから城に近づいたのは、商密に捕虜が析人でないことを悟らせまいとしたのである。

附昭公十八年に「冬許遷于白羽」とあり、傳に「冬楚子使王子勝遷許於析 實白羽」とあるのを參照。

團宵 坎血加書 僞與子儀子邊盟者

㊦地を掘って坎(あな)をつくり、そこに盟のあまり血を埋め、その上に盟書をのせたのである。

團商密人懼曰 秦取析矣 戍人反矣 乃降秦師 囚申公子儀 息公子邊以歸

㊦商密が降服したうえに、析の守備軍も敗れたから、二子をとらえることが出来たのである。

團楚令尹子玉追秦師 弗及

㊦晉(の方)をくりかえして言わないのは、秦(の方)が兵の主だったからである。

附上の傳文に「秋秦晉伐都」とある。

團遂圍陳 納頓子于頓

㊦頓のために陳を圍んだのである。

附經の注に「頓迫於陳而出奔楚 故楚圍陳以納頓子」とある。

團冬晉侯圍原 命三日之糧 原不降 命去之 謀出

㊦「謀」は、間(しのび)である。附莊公二十八年の傳文「謀告曰」の注に、同文がみえる。

なお、その附を參照。

團曰 原將降矣 軍吏曰 請待之 公曰 信 國之寶也

民之所庇也 得原失信 何以庇之 所亡滋多 退一舍而原降 遷原伯貫于冀

㊦「伯貫」は、原を守っていた周の大夫である。團趙衰爲原大夫 狐溱爲温大夫

㊦「狐溱」は、狐毛の子である。

附二十七年の傳文に「使狐偃將上軍 讓於狐毛而佐之」とある。

團衛人平莒于我 十二月盟于洮 脩衛文公之好 且及莒平也

㊦莒が、元年の鄆の戦役ゆえに、魯を怨んでいたので、衛の文公は、二國を和平させようとしたが、果さないうちに卒した。(今ここで)成公が(このような)父の遺志をさかのぼって實現し、名稱をさげて事を行なったから、「(衛の)文公のよしみをあたためた」と言っているのである。

附元年に「冬十月壬午公子友帥師敗莒師于鄆 獲莒擘」とある。なお、經の注に「衛文公既葬 成公不稱爵者 述父之志 降名從未成君 故書子以善之」とあるのを参照。

團晉侯問原守於寺人勃鞞

㊦「勃鞞」とは、披のことである。

附五年の傳文に「公使寺人披伐蒲」とあり、二十四年の傳文に「寺人披請見」とある。

團對曰 昔趙衰以壺飧從徑 餒而弗食

㊦趙衰が、つづまやかで、しかも、思いやりがあり、君を

忘れなかった、ことを言ったのである。「徑」は、行と同じである。

附注の「徑猶行也」については、『淮南子』本經訓「接徑歷遠」の注に「徑 行也」とあるのを参照。なお、異説として、焦循『春秋左傳補疏』に「説文 徑 步道也 史記高帝紀 夜徑澤中 注云 徑 小道也 蓋衰本以壺飧從重耳 有時重耳行大道 衰由小道 亦餒而不食 謂不以相違而自私也 從字絕句 徑一字句 餒而弗食四字句 或屬上讀從徑 或屬下讀經餒 皆不辭 徑依曲禮注 訓爲邪行」とある。ちなみに『韓非子』外儲說左下に「晉文公出亡 箕鄭挈壺餐而從 迷而失道 與公相失 飢而道泣 寢餓而不敢食」とある。

團故使處原

㊦披の言葉に従ったのである。衰には大功があったのに、(わざわざ)小善をえらんで進めたのは、どんな功勞でもとりのこさないということを示したのである。

附この傳文については、王引之『經義述聞』に「晉侯以下二十八字 當在衛人平莒于我之前 其曰故使處原 正義趙衰爲原大夫之由也 錯簡在下耳」とあり、これに對して、安井衡『左傳輯釋』に「趙狐爲原温大夫 及衛人平莒于我 皆事也 故先連書之 晉侯問原守 議也 故後書之 於文宜然 非錯簡也」とある。

〔僖公二十六年〕

經二十有六年春王正月己未公會莒子衛甯速盟于向

④「向」は、莒地である。「甯速」は、衛の大夫の莊子である。

附閔公二年の傳文に「與甯莊子矢」とあり、注に「莊子

甯速也」とあるのを参照。なお、下の傳文に「春王正月

公會莒茲丕公甯莊子盟于向」とある。

經齊人侵我西鄙 公追齊師 至鄆 弗及

④公が、齊の師を追って、遠く齊地にまで到達したから、

書いたのである。濟北の穀城縣の西部に鄆下という名の土地がある。

附經文の「不及」の「不」は、校勘記に従って、「弗」に改める。

經夏齊人伐我北鄙

④孝公は、魯の境内に入らないうちに、先に微者に伐たせたのである。

附下の傳文に「齊侯未入竟」とある。

經衛人伐齊

經公子遂如楚乞師

④「公子遂」は、魯の卿である。「乞」は、得られる保証はない、という表現である。

附疏に引く『釋例』に「凡乞者 深求過理之辭 執謙以備

成其計 故雖小國之乞大國 大國之乞小國 亦皆從不與

謀之例 臧宣叔卻錡乞師是也」とある。

經秋楚人滅夔 以夔子歸

④「夔」は、楚の同姓の國で、今の建平の秭歸縣である。

夔に祭祀をおこたるといふ罪があったから、楚が同姓を滅したことを譏っていない（名を書いていない）のである。

附注の前半については、『史記』楚世家「滅夔 夔不祀祝

融鬻熊故也」の〈集解〉に「服虔曰（中略）夔在巫山之

陽 秭歸鄉是也」とあるのを参照。また、『漢書』地理

志上に「南郡（中略）秭歸 歸鄉 故歸國」とあるのを

参照。また、『水經注』江水に「樂緯曰 昔歸典叶聲律

宋忠曰 歸卽夔 歸鄉蓋夔鄉矣」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「夔子不祀祝融與鬻熊」とある。なお、二十五年の傳文に「正月丙午衛侯燬滅邢

同姓也 故名」とあるのを参照。

經冬楚人伐宋圍緡 公以楚師伐齊取穀

㊤ 傳例に「(他國の) 師を自由に動かすことを『以』という」とある(下の傳文)。

附下の傳文の注に「左右 謂進退在己」とある。

經公至自伐齊

㊤ 傳はない。

團二十六年春王正月公會莒茲平公

㊤ 「茲平」は、當時の君の號である。莒は、夷狄で、諡がなかつたから、號を稱謂にしたのである。

附成公八年の傳文に「莒子曰 辟陋在夷 其孰以我爲虞」とあるのを參照。

團甯莊子盟于向 尋洮之盟也

㊤ 「洮の盟」は、前年にある。

附二十五年に「冬十有二月癸亥公會衛子莒慶盟于洮」とある。

團齊師侵我西鄙 討是二盟也

團夏齊孝公伐我北鄙 衛人伐齊 洮之盟故也 公使展喜犒

師

㊤ 齊の師をねぎらったのである。

附昭公五年の傳文「吳子使其弟馮由犒師」の注に「犒 勞」とあるのを參照。また、『國語』魯語上「展禽使乙喜以

齊沐犒師」の章注に「犒 勞也」とあるのを參照。なお、疏に「服虔云 以師枯犒 故饋之飲食」とある。

團使受命于展禽

㊤ (展禽) は、柳下惠である。

附『國語』魯語上「齊孝公來伐魯 臧文仲欲以辭告 病焉

問於展禽」の章注に「展禽 魯大夫 展無駭之後柳下惠也」とあるのを參照。

團齊侯未入竟 展喜從之 曰 寡君聞君親舉玉趾 將辱於敝邑 使下臣犒執事

㊤ 「執事」と言っているのは、尊者を指斥することを憚ったのである。

附蔡邕『獨斷』卷上に「陛下者 陛 階也 所由升堂也

天子必有近臣執兵陳於階側 以戒不虞 謂之陛下者 群臣與天子言 不敢指斥天子 故呼在陛下者而告之 因卑達尊之意也 上書亦如之 及群臣士庶相與言曰殿下閣下 執事之屬 皆此類也」とあるのを參照。

團齊侯曰 魯人恐乎 對曰 小人恐矣 君子則否 齊侯曰

室如縣磬 野無青草 何恃而不恐

㊤ 「如」は、而である。この時は、夏四月で、今の二月に

あたり、野生の植物さえ未だ成育していなかった。だから、(齊侯は)「室内にいても、食糧がつきており、野外に出て、食用となる草がないから、恐れているはずである。」と言ったのである。

附注の「如 而也」については、莊公七年「夜中星隕如雨」の注に、同文がみえる。

注の「縣盡」については、『爾雅』釋詁に「罄 盡也」とあるのを参照。また、『三國志』王肅傳に「糧縣而難繼」とあり、『晉書』張駿傳に「吾糧慶將懸 難以持久」とあるのを参照。つまり、「縣盡」は、つぎの意の連文と考えられる。

なお、異説として、疏に「服虔云 言室屋皆發撤 椳椽在 如縣磬」とあり、また、『國語』魯語上「室如懸磬」の章注に「懸磬 言魯府藏空虛 但有椳梁 如懸磬也」とある。

團對曰 恃先王之命 昔周公大股肱周室 夾輔成王 成王勞之而賜之盟 曰 世世子孫 無相害也 載在盟府

⑤「載」は、載書である。

附襄公九年の傳文に「晉士莊子爲載書」とあり、注に「載書 盟書」とあるのを参照。

團大師職之

⑥「職」は、主(つかさどる)である。大公は、大師とな

り、司盟の官も、かねてつかさどったのである。

附注の「職 主也」については、『周禮』亨人「職外饗之饗亨煮」の注に「職 主也」とあるのを参照。なお、昭公二十一年の傳文「夫樂 天子之職也」の注にも「職 所主也」とある。

注の「大公爲大師云云」については、成公二年の傳文に「夫齊 甥舅之國也 而大師之後也」とあり、襄公十四年の傳文に「昔伯舅大公右我先王 股肱周室 師保萬民 世昨大師 以表東海」とあるのを参照。また、『詩』大雅〈板〉「大師維垣」の鄭箋に「大師 三公也」とあるのを参照。また、『周禮』司盟に「司盟掌盟載之灋」とあるのを参照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「大師 周之大師 主司盟之官 解云大公爲大師 非」とある。

なお、この傳文については、武億『羣經義證』に「師 當作史 聲之誤也 周官大史 凡邦國都鄙及萬民之有約劑者藏焉 注 約劑 要盟之載詞及券書也 蓋周之定制 以大史主藏載書」とある。

團桓公是以糾合諸侯而謀其不協 彌縫其闕而匡救其災 昭舊職也 及君即位 諸侯之望曰 其率桓之功

⑦「率」は、循(したがう)である(『爾雅』釋詁)。

附宣公十二年の傳文「今鄭不率」の注に「率 遵也」とあ

るのを参照。また、哀公十六年の傳文「率義之謂勇」の注に「率 行也」とあるのを参照。

○ 圍我敵邑用不敢保聚

④ この舊盟を信用しているから、士衆を集めて（城を）保守するようなことはしない、ということである。

○ 圍曰 豈其嗣世九年而弃命廢職 其若先君何 君必不然 恃此以不恐 齊侯乃還

○ 圍東門襄仲臧文仲如楚乞師

○ 襄仲は、東門に居住していたから、それをそのまま氏としたのである。臧文仲は、襄仲の副使だったから、（經に）書いていないのである。

○ 附注の前半については、『周禮』大司馬「辨號名之用 帥以門名」の注に「軍將皆命卿 古者軍將蓋爲營治於國門 魯有東門襄仲 宋有桐門右師 皆上卿爲軍將者也」とあるのを参照。

○ 注の後半については、經文に「公子遂如楚乞師」とある。なお、『史記』魯世家「倭私事襄仲」の〈集解〉に「服虔曰 襄仲 公子遂」とあるのを参照。

○ 圍臧孫見子玉而道之伐齊宋 以其不臣也

○ 齊・宋は周室に臣事しなかったのだから、この罪によって、二國を責めて、征伐してもよい、ということを言っ

ているのである。

○ 附異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「楚已僭號 豈復有尊周之心 此云不臣者 以齊宋不肯尊事楚耳」とある。

○ 圍夔子不祀祝融與鬻熊

○ 「祝融」は、高辛氏の火正で、楚の遠祖である。「鬻熊」は、祝融の十二世の孫である。夔は、楚の別封であるから、（楚と）同じく、代々その祭祀をうけついできたのである。

○ 附『史記』楚世家に「楚之先祖出自帝顓頊高陽（中略）高陽生稱 稱生卷章 卷章生重黎 重黎爲帝嚳高辛居火正 甚有功 能光融天下 帝嚳命曰祝融（中略）帝乃以庚寅日誅重黎 而以其弟吳回爲重黎後 復居火正 爲祝融 吳回生陸終 陸終生子六人（中略）六曰季連 芈姓 楚其後也（中略）季連生附沮 附沮生穴熊 其後中微或在中國 或在蠻夷 弗能紀其世 周文王之時 季連之苗裔曰鬻熊 鬻熊子事文王 蚤卒 其子曰熊麗 熊麗生熊狂 熊狂生熊繹 熊繹當周成王之時 舉文武勤勞之後嗣 而封熊繹於楚蠻 封以子男之田 姓芈氏 居丹陽」とあるのを参照。なお、疏に「自祝融至鬻熊 司馬遷不能紀其世 杜言十二世 不知出何書」とある。

團楚人讓之 對曰 我先王熊摯有疾 鬼神弗赦 而自竄于夔

㊦熊摯は、楚の嫡子であつたが、病氣のため、位をつけなくなつたから、別に封じて、夔子としたのである。

附『史記』楚世家「滅夔 夔不祀祝融鬻熊故也」の〔集解〕

に「服虔曰 夔 楚熊渠之孫 熊摯之後」とあり、同「熊渠卒 子熊摯紅立 摯紅卒 其弟弒而代之 曰熊延」の

〔正義〕に「宋均注樂緯云 熊渠嫡嗣曰熊摯 有惡疾 不得爲後 別居於夔 爲楚附庸 後王命曰夔子也」とあるのを参照。また、『國語』鄭語「融之興者 其在芊姓

乎 芊姓夔越不足命也」の韋注に「夔越 芊姓之別國 楚熊繹六世孫曰熊摯 有惡疾 楚人廢之 立其弟熊延

摯自棄於夔 其子孫有功 王命爲夔子」とあるのを参照。團吾是以失楚 又何祀焉

㊦定まつた祭祀をやめておきながら、言葉たくみに過ちをつくろつたのである。

附『論語』子張に「子夏曰 小人之過也 必文」とあるのを参照。

團秋楚成得臣鬬宜申帥師滅夔 以夔子歸

㊦「成得臣」は、(下の) 令尹子玉である。「鬬宜申」は、(下の) 司馬子西である。

團宋以其善於晉侯也

㊦重耳が出奔したとき、宋の襄公は馬二十乘をおくつたのである。

附二十三年の傳文に「及宋 宋襄公贈之以馬二十乘」とある。

團叛楚即晉 冬楚令尹子玉司馬子西帥師伐宋圍縉 公以楚

師伐齊取穀 凡師能左右之曰以

㊦「左右」とは、進退が自分による(自由に動かす)ことをいう。

附成公二年の傳文に「師之耳目 在吾旗鼓 進退從之」とあるのを参照。また、襄公十九年の公羊傳文に「大夫以君命出 進退在大夫也」とあるのを参照。また、『國語』

越語上「越國之寶器畢從 寡君帥越國之衆 以從君之師 徒 唯君左右之」の韋注に「左右 在君所用之」とあるのを参照。なお、疏に引く『釋例』に「凡師能左右之曰

以 謂求助於諸侯 而專制其用 征伐進退 帥意而行 故變會及之文而曰以 施於匹敵相用者 若伯主之命 則

上行於下 非例所及也 吳雖大國 順蔡侯之請 自將其衆 唯蔡侯之命 故亦言以吳子也 傳例稱師 則諸不言

師者 皆不用以爲例也 以之於言 所涉甚多 劉賈許穎 既不守例爲斷 又亦不能盡通諸以 唯雜取晉人執季孫

以歸 劉子單子以王猛居于皇 尹氏毛伯以王子朝奔楚

隨示以義數事而已 又云 諸稱以 皆小以大 下以上 非其宜也 尋案晉侯以季孫歸 又非下以上也 荆以蔡侯 歸 亦非小以大也」とある。

團 寘桓公子雍於穀 易牙奉之以爲魯援

㊤ 雍は、以前、孝公と立つことを争ったから、穀に居住させて、齊をおどしたのである。

附 十七年の傳文に「齊侯好内多内寵 内嬖如夫人者六人

長衛姬生武孟 少衛姬生惠公 鄭姬生孝公 葛嬴生昭公

密姬生懿公 宋華子生公子雍 公與管仲屬孝公於宋襄

公 以爲大子（中略）管仲卒 五公子皆求立」とあり、

十八年の傳文に「齊人將立孝公 不勝四公子之徒 遂與

宋人戰 夏五月宋敗齊師于廩 立孝公而還」とある。

團 楚申公叔侯戍之

㊤ 二十八年の「楚子（入居于申）使申叔去穀」（傳文）の

ために、本を張ったのである。

團 桓公之子七人 爲七大夫於楚

㊤ 孝公が公族を安撫できなかったことを言ったのである。

〔僖公二十七年〕

經 二十有七年春杞子來朝

經 夏六月庚寅齊侯昭卒

㊤（名を書いているのは）十九年に魯の大夫と齊で盟った（からである）。

附 十九年に「冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊」とあり、注に

「地於齊 齊亦與盟」とある。なお、二十三年の傳文に

「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經 秋八月乙未葬齊孝公

㊤ 傳はない。（死後）三箇月で葬ったのは、速すぎる。

附 隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

經 乙巳公子遂帥師入杞

㊤ 土地を占有しなかった場合に「入」という（襄公十三年傳文）。八月に乙巳（の日）はない。「乙巳」は、九月六日である。

日である。

經 冬楚人陳侯蔡侯鄭伯許男圍宋

㊤ 傳では「楚子が子玉を宋から撤退させた」（二十八年）

と言っているのに、經が「人」と書いているのは、（楚

が）思い通りにならなかったことを恥じ、（子玉ではな

くて）微者として赴告してきたからである。それでもな

お、諸侯の上におかれているのは、楚が兵に主となった

からである。

附 注の前半については、疏に「杜以諸侯之貶 不至稱人

今言楚人 不得爲楚子之身也 子玉 楚之正卿 宜書其名 今書曰楚人 非子玉也 故以恥不得志 以微者告也」とある。なお、莊公十四年の傳文「春諸侯伐宋 齊請師于周」の疏に引く『釋例』に「此皆貶諸侯之例 例不稱人也（中略）貶諸侯而去爵稱人 是爲君臣同文 非正等差之謂也」とあるのを参照。

注の後半については、莊公十六年「夏宋人齊人衛人伐鄭」の注に「宋主兵也 班序上下 以國大小爲次 征伐則以主兵爲先 春秋之常也 他皆放此」とあるのを参照。

㊦十有二月甲戌公會諸侯盟于宋

㊦傳はない。諸侯が宋を伐ち、公は、楚と友好關係があったから、往つて會したまでで、「諸侯」と摠稱しているからといって、諸侯と約束していて、その期日におくられたというわけではない。宋は圍まれている最中で、盟に参加したかまぎらわしくない（盟に参加しなかったことが明らかである）から、單に「宋」（國名）で地をいったのである。

附注の前半については、文公七年の傳文に「凡會諸侯 不書所會 後也」とあり、注に「不書所會 謂不具列公侯及卿大夫」とあるのを参照。

注の後半については、隱公元年「九月及宋人盟于宿」の注に「凡盟以國地者 國主亦與盟」とあるのを参照。ま

た、十九年「冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊」の注に「地於齊 齊亦與盟」とあるのを参照。

㊦二十七年春杞桓公來朝 用夷禮 故曰子

㊦杞は、先代（夏）の後裔であるが、東夷に近かったため、風俗がみだれ、言語や衣服が時として夷狄（同然）であった。だから、「杞子卒」と書かれ、傳で、杞が夷狄であったことを言っているのである。（それなのに）今ここで「朝」と稱しているのは、（きちんとした）朝禮で始まったが、最後まででは完うできなかったのであり、（始めから朝禮を行なえなかった）介葛盧とは異なるから、爵だけを貶したのである。

附注の前半については、二十三年に「冬十有一月杞子卒」とあり、傳に「書曰子 杞夷也」とある。

注の後半については、二十九年に「春介葛盧來」とあり、注に「介 東夷國也（中略）不稱朝 不見公 且不能行朝禮」とある。

㊦公卑杞 杞不共也

㊦杞が夷禮を用いたから、賤しんだのである。

㊦夏齊孝公卒 有齊怨

㊦前の年に、齊は、二度も魯を伐ったのである。

附二十六年に「齊人侵我西鄙」とあり、また、「夏齊人伐我北鄙」とある。

團不廢喪紀 禮也

④ 弔贈の品数を減らさなかったのである。

附襄公八年の傳文に「春公如晉 朝且聽朝聘之數」とあり、注に「朝而稟其多少」とあるのを参照。

團秋入祀 責無禮也

④ 恭敬しなかったことを責めたのである。

附上の傳文に「公卑祀 祀不共也」とある。

なお、ここの傳文について、『釋文』には「責禮也 本或作責無禮者 非」とある。ちなみに、安井衡『左傳輯釋』に「上傳云用夷禮 此傳承之 故云責禮也 言責其用夷禮 唯傳無無字 故杜注云責不共 若作責無禮 何須注解 陸本作責禮 是也」とある。

團楚子將圍宋 使子文治兵於睢

④ 子文はこの時(すでに) 令尹ではなかったから、「使」と言っているのである。「治兵」とは、號令を演習するのである。「睢」は、楚の邑である。

附注の前半については、二十三年の傳文に「秋楚成得臣帥師伐陳 討其貳於宋也(注 成得臣 子玉也) 遂取焦夷

城頓而還 子文以爲之功 使爲令尹」とあるのを参照。また、下の傳文に「子之傳政於子玉」とあるのを参照。

注の後半については、莊公八年「甲午治兵」の注に「治兵於廟 習號令 將以圍郟」とあるのを参照。

團終朝而畢 不戮一人

④ 「終朝」とは、夜あけから朝食の時までである。子文は、子玉に重任をまかせようとしたから、事を簡略にすませたのである。

附「詩」小雅〈采芣〉「終朝采芣」の毛傳に「自旦及食時爲終朝」とあるのを参照。

團子玉復治兵於蔿

④ 「使」と言っていないのは、子玉が令尹だったからである。「蔿」は、楚の邑である。

附上の注に「子文時不爲令尹 故云使」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「子玉不言使者 蒙上省文」とある。

團終日而畢 鞭七人 貫三人耳 國老皆賀子文 子文飲之酒

④ 子玉がその任にたえたことを賀したのである。

團蔿賈尙幼 後至 不賀

④ 「蔿賈」は、伯嬴で、孫叔敖の父である。「幼」は、少である。

附注の前半については、宣公四年の傳文に「子越又惡之

乃以若敖氏之族圍伯嬴於轅陽而殺之」とあり、注に「伯嬴 蔦賈也」とあるのを参照。また、同十二年の傳文に

「蔦敖爲宰」とあり、注に「蔦敖 孫叔敖」とあるのを参照。なお、『淮南子』汜論訓「楚莊王專任孫叔敖而霸」

の注に「孫叔敖 楚大夫 蘧賈伯盈子」とあるのも参照。注の後半については、『説文』に「幼 少也」とあるの

を参照。

圃子文問之 對曰 不知所賀 子之傳政於子玉 曰 以靖

國也 靖諸内而敗諸外 所獲幾何 子玉之敗 子之舉也

舉以敗國 將何賀焉 子玉剛而無禮 不可以治民 過

三百乘 其不能以入矣 苟入而賀 何後之有

㊦「三百乘」は、二萬二千五百人である。

附隱公元年の傳文「命子封帥車二百乘以伐京」の注に「古

者兵車一乘 甲士三人 步卒七十二人」とあるのを参照。

圃冬楚子及諸侯圍宋 宋公孫固如晉告急

㊦「公孫固」は、宋の莊公の孫である。

附二十二年の傳文「宋公將戰 大司馬固諫曰」の注に「大

司馬固 莊公之孫 公孫固也」とあるのを参照。なお、

その附も参照。

圃先軫曰 報施救患 取威定霸 於是乎在矣

㊦「先軫」は、晉の下軍の佐の原軫である。（報施」とは）

馬をおくってくれた宋の恩恵に報いる、ということである。

附注の前半については、下の傳文に「使欒枝將下軍 先軫

佐之」とあるのを参照。また、二十八年の傳文に「原軫

將中軍 胥臣佐下軍 上德也」とあり、注に「先軫以下

軍佐超將中軍 故曰上德」とあるのを参照。

注の後半については、二十三年の傳文に「及宋 宋襄公

贈之以馬二十乘」とある。

圃狐偃曰 楚始得曹 而新昏於衛 若伐曹衛 楚必救之

則齊宋免矣

㊦前の年に、楚は、申叔侯に穀を守らせて、齊をおどした

のである。

附二十六年の傳文に「寘桓公子雍於穀 易牙奉之以爲魯援

（注 雍本與孝公爭立 故使居穀以偪齊）楚申公叔侯成

之」とある。

圃於是乎蒐于被廬

㊦晉はいつも、（季節にかかわりなく）春の蒐禮によって

政令を改めた。始めをつしんでである。「被廬」は、

晉地である。

附隱公五年の傳文に「春蒐夏苗秋獮冬狩」とあるのを参照。

また、僖公三十一年の傳文に「秋晉蒐于清原 作五軍」

とあり、文公六年の傳文に「春晉蒐于夷 舍三軍」とあるのを参照。なお、ここは、上に「冬」とあり、下に「作三軍」とある。

なお、注の「敬其始也」については、昭公五年の傳文に「敬始而思終」とあるのを参照。

團作三軍

㊦ 閔公元年に、晉の獻公が二軍を作り、今ここに、(さらに、かつての) 大國の禮(三軍)にもどしたのである。

附莊公十六年の傳文に「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯」とあり、閔公元年の傳文に「晉侯作二軍」とある。なお、

『周禮』夏官の序官に「大國三軍」とあるのを参照。また、『史記』晉世家「於是晉作三軍」の〈集解〉に「王

肅曰 始復成國之禮 半周軍也」とあるのを参照。

團謀元帥

㊧ (二元帥)とは) 中軍の帥である。

附宣公十二年の傳文に「夏六月晉師救鄭 荀林父將中軍」とあり、下に「韓獻子謂桓子曰(中略) 子爲元帥」とあるのを参照。

團趙衰曰 卻縠可 臣亟聞其言矣 說禮樂而敦詩書 詩書

義之府也 禮樂 德之則也 德義 利之本也 夏書曰 賦納以言 明試以功 車服以庸

㊨ (「夏書」とは)『尙書』の虞夏書(益稷)である。「賦

納以言」とは、その意志をみきわめるのである。「明試以功」とは、その実績をしらべるのである。「車服以庸」とは、その功勞にむくいるのである。「賦」は、取と同じである。「庸」は、功である。

附注の「虞夏書」については、『尙書』大題〈虞書〉の疏に「馬融鄭玄王肅別錄題皆曰虞夏書」とあるのを参照。

注の「庸 功也」については、昭公十三年の傳文「君庸多矣」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』司勳に「民功曰庸」とあるのを参照。また、『尙書』舜典「有能奮庸 熙帝之載」の僞孔傳に「庸 功」とあるのを参照。

團君其試之 乃使卻縠將中軍 卻縠佐之 使狐偃將上軍 讓於狐毛而佐之

㊩ 「狐毛」は、偃の兄である。

附『國語』晉語四に「使狐偃爲卿 辭曰 毛之智 賢於臣 其齒又長」とあり、韋注に「毛 偃之兄」とあるのを参照。

團命趙衰爲卿 讓於欒枝先軫

㊪ 「欒枝」は、貞子で、欒賁の孫である。

附『史記』晉世家「欒枝將下軍」の〈集解〉に「賈逵曰 欒枝 欒賁之孫」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「公使趙衰爲卿 辭曰 欒枝貞慎」の韋注に「枝 晉

大夫欒共子之子貞子也」とあるのを参照。なお、桓公二

年の傳文に「惠之二十四年晉始亂 故封桓叔于曲沃 靖侯之孫欒賓傳之」とあり、同三年の傳文に「春曲沃武公伐翼次于陘庭 韓萬御戎 梁弘爲右 逐翼侯于汾隰 驂絙而止 夜獲之 及欒共叔(注 共叔 桓叔之傳欒賓之子也)」とある。

㊦使欒枝將下軍 先軫佐之 荀林父御戎 魏犢爲右

㊧「荀林父」は、中行桓子である。

附文公十三年の傳文に「中行桓子曰」とあり、注に「中行桓子 荀林父也 僖二十八年始將中行 故以爲氏」とあるのを參照。

㊨晉侯始入 而教其民 二年 欲用之

㊩二十四年に入ったのである。

附二十四年の傳文に「二月甲午晉師軍于廬柳(中略)壬寅公子入于晉師 丙午入于曲沃 丁未朝于武宮」とある。

㊪子犯曰 民未知義 未安其居

㊫義がなければ、いたずらに生をむさぼる、ということである。

㊬於是乎出定襄王

㊭二十五年に、襄王を復歸させて、君につかえる義を示したのである。

附二十五年の傳文に「晉侯辭秦師而下 三月甲辰次于陽樊 右師圍溫 左師逆王」とあり、ついで「夏四月丁巳王

入于王城」とある。

㊮入務利民 民懷生矣 將用之 子犯曰 民未知信 未宣其用

㊯「宣」は、明である。(現場で實際に)用いられる信(の有様)に明るくない(通じていない)、ということである。

附「國語」晉語七「武子宣法以定晉國」の韋注に「宣明也」とあるのを參照。

㊰於是乎伐原以示之信

㊱原を伐ったことは、二十五年にある。

附二十五年の傳文に「冬晉侯圍原 命三日之糧 原不降

命去之 謀出 曰 原將降矣 軍吏曰 請待之 公曰

信 國之寶也 民之所庇也 得原失信 何以庇之 所亡

滋多 退一舍而原降」とある。

㊲民易資者 不求豊焉

㊳詐って暴利をむさぼることをしなかつたのである。

㊴明徵其辭

㊵言葉が信であることを重んじたのである。

附襄公二十一年の傳文に「軌度其信 可明徵也」とあり、昭公八年の傳文に「君子之言 信而有徵」とあるのを參照。また、襄公二十一年の傳文「書曰 聖有蕃勳 明徵定保」の注に「言聖哲有謀功者 當明信定安之」とある

のを参照。なお、安井衡『左傳輯釋』には「重言信 諸本同 疑當作言重信」とある。

團公曰 可矣乎 子犯曰 民未知禮 未生其共 於是乎大

蒐以示之禮

④蒐は、少長の順序を正しくし、貴賤（の區別）を明らかにする（ための）ものである。

附『國語』晉語四「民未知禮 盍大蒐 備師尙禮以示之」

の章注に「蒐 所以明尊卑 順少長 習威儀」とあるのを参照。なお、隱公五年の傳文に「故春蒐夏苗秋獮冬狩

皆於農隙以講事也 三年而治兵 入而振旅 歸而飲至

以數軍實 昭文章 明貴賤 辨等列 順少長 習威儀

也」とある。

團作執秩以正其官

⑤「執秩」は、爵秩をつかさどる官である。

附昭公二十九年の傳文に「文公是以作執秩之官 爲被廬之

法 以爲盟主」とあるのを参照。

團民聽不惑 而後用之 出穀戍 釋宋圍

⑥楚子は、申叔を殺から、子玉を宋から、撤退させたのである。

附二十六年の傳文に「冬楚令尹子玉司馬子西帥師伐宋圍糒

公以楚師伐齊取穀（中略）寘桓公子雍於穀 易牙奉之

以爲魯援 楚申公叔侯戍之」とあり、二十八年の傳文に

「楚子入居于申 使申叔去穀 使子玉去宋」とある。

團一戰而霸 文之教也

⑦（「一戰」とは）明年の城濮での戦いをいう。

附二十八年に「夏四月己巳晉侯齊師宋師秦師及楚人戰于城濮 楚師敗績」とある。なお、『國語』晉語四に「出穀 釋宋圍 敗楚師于城濮 於是乎遂伯」とあるのを參照。

〔僖公二十八年〕

團二十有八年春晉侯侵曹 晉侯伐衛

⑧「晉侯」を二度あげているのは、曹と衛との兩方が赴告

して来たからである。

團公子買戍衛 不卒戍 刺之

⑨「公子買」は、魯の大夫の子叢である。内（魯）が大夫

を殺した場合は、いづれもみな、「刺」と書く。『周禮』

の三刺の法を用いたことを言い、勝手に法をまげなかつ

たことを示すのである。公は、實は、晉を畏れて子叢を

殺し、守るのを（途中で）やめたという（無實の）罪を

叢にかぶせたのであり、遠近（の諸侯）に信じてもらえ

ない恐れがあったから、その罪をはっきり書いたのであ

る。

附注の前半については、『周禮』司刺に「司刺掌三刺三宥

三赦之灋 以贊司寇聽獄訟（注 刺 殺也 訊而有罪

則殺之）壹刺曰訊羣臣 再刺曰訊羣吏 三刺曰訊萬民（注

訊 言）とあるのを参照。なお、成公十六年「乙酉

刺公子偃」の注にも「魯殺大夫 皆言刺 義取於周禮三

刺之法」とある。

注の後半については、下の傳文に「公懼於晉 殺子叢以

說焉 謂楚人曰 不卒戍也」とある。

經楚人救衛

經三月丙午晉侯入曹 執曹伯界宋人

⊕「界」は、與（あたえる）である。諸侯をとらえた場合

には、京師におくらなければならぬのに、晉は、楚を

怒らせて戦わせようとしたから、宋にあたえたのである。

所謂（晉の文公は）謀略を用いて、正道によらない

〔論語〕憲問）ということである。

附注の「界 與也」については、公羊傳文に「界者何 與

也」とあり、穀梁傳文に「界 與也」とあるのを参照。

注の「執諸侯 當以歸京師」については、下に「晉人執

衛侯歸之于京師」とあり、注に「諸侯不得相治 故歸之

京師」とあるのを参照。

當曰界宋人田 不言田 經成而亡之也」とある。ちなみ

に、下の傳文に「執曹伯 分曹衛之田以界宋人」とある。

經夏四月己巳晉侯齊師宋師秦師及楚人戰于城濮 楚師敗績

⊕（齊・宋・秦が「師」と稱しているのは）宋公と齊の國歸

父と秦の小子愁は、城濮に次舎すると、師を晉にゆだね、

（自身は）戦いに参加しなかった（からである）。子玉

及び陳・蔡の師を（經に）書いていないのは、楚人が、

敗れたことを恥じ、赴告の文辭を簡略にしてきたからで

ある。大敗した場合に「敗績」という（莊公十一年傳文）。

附注の前半については、下の傳文に「夏四月戊辰晉侯宋公

齊國歸父崔天秦小子愁次于城濮」とあり、「己巳晉師陳

于莘北」とある。

注の後半については、下の傳文に「己巳晉師陳于莘北

晉臣以下軍之佐當陳蔡 子玉以若敖之六卒將中軍」とあ

る。

經楚殺其大夫得臣

⊕子玉は、君命に違反して大敗を喫したから、名（得臣）

を稱して殺し、罪責したのである。

附下の傳文に「楚子入居于申 使申叔去穀 使子玉去宋

曰 無從晉師（中略）子玉使伯棼請戰（中略）王怒 少

與之師」とある。なお、文公七年の傳文に「書曰宋人殺

其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

經衛侯出奔楚

經五月癸丑公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛子莒子盟于踐土

④「踐土」は、鄭地である。王子虎は、盟に臨席はしたが、いっしょに血をすすらなかつたから、(經に)書いていないのである。(この時)衛侯は出奔していて、その弟の叔武が位を代行して盟を受けたのであり、王から爵命を授けられていないため、未成君の禮に従ったから、「子」と稱して、「鄭伯」の下におかれているのである。經が「癸丑」と書いているのは、月の十八日であり、傳が「癸亥」と書いているのは、月の二十八日である。經か傳か(のどちらか)が誤っているに違いない。

附注の「踐土 鄭地」については、『史記』周本紀「二十一年晉文公召襄王 襄王會之河陽踐土」の〈集解〉に「賈逵曰(中略)踐土 鄭地名 在河内」とあるのを参照。注の「王子虎臨盟云云」については、下の傳文に「癸亥 王子虎盟諸侯于王庭」とある。

注の「衛侯出奔云云」については、下の傳文に「衛侯聞

楚師敗 懼出奔楚 遂適陳 使元咺奉叔武以受盟」とある。

また、定公四年の傳文に「晉文公爲踐土之盟 衛成公不在 夷叔 其母弟也」とある。なお、九年の傳文に「春宋桓公卒 未葬而襄公會諸侯 故曰子 凡在喪 王曰小童 公侯曰子」とあるのを参照。

なお、疏に引く『釋例』に「周之宗盟 異姓爲後 故踐土載書 齊宋雖大 降於鄭衛 斥周而言 止謂王官之宰 臨盟者也 其餘雜盟 未必皆然 踐土召陵二會 蔡在衛上 時國次也 至盟乃正其高下者 敬恭明神 本其始也」とある。

經陳侯如會

④傳はない。陳は、本來、楚にくみしていたが、楚が敗れたため、懼れて晉についたのである。(會に)来たけれども、盟に間に合わなかつたから、「如會」と言っているのである。

附公羊傳文に「其言如會何 後會也」とあるのを参照。

經公朝于王所

④傳はない。(この時)王は踐土にいた。(つまり)京師ではないから、「王所」と言っているのである。

附下の傳文に「晉師三日館穀 及癸酉而還 甲午至于衡雍 作王宮于踐土」とある。なお、公羊傳文に「曷爲不言公如京師 天子在是也」とあるのを参照。

經六月衛侯鄭自楚復歸于衛

㊤ もとの位にもどった場合に「復歸」と言う（成公十八年傳文）。晉人は、叔武の賢に感じ入って、衛侯をもどしたのである。（つまり）衛侯の入國は、（弟の）叔武によるものであったから、國が迎えたという表現をとっているのである。例は、成公十八年にある。

附成公十八年の傳文に「凡去其國 國逆而立之 曰入（注 謂本無位 紹繼而立）復其位 曰復歸（注 亦國逆）

諸侯納之曰歸 以惡曰復入」とある。また、下の傳文に

「六月晉人復衛侯」とあり、注に「以叔武受盟於踐土 故聽衛侯歸」とある。

經衛元咺出奔晉

㊤ 「元咺」は、衛の大夫である。叔武のために訴訟を起こしたけれども、（結果的に）君臣の節義を失したから、賢とする表現がない（そのまま名を書いている）のである。「奔」の例は、宣公十年にある。

附下の傳文に「衛侯與元咺訟（中略）衛侯不勝（中略）執

衛侯歸之于京師（中略）元咺歸于衛 立公子瑕」とある。

また、宣公十年「齊崔氏出奔衛」の傳文に「書曰崔氏

非其罪也 且告以族 不以名 凡諸侯之大夫違 告於諸侯曰 某氏之守臣某失守宗廟 敢告」とある。なお、文

公八年「宋司城來奔」の傳文に「司城蕩意諸來奔 效節於府人而出 公以其官逆之 皆復之 亦書以官 皆貴之也」とあるのを参照。

經陳侯款卒

㊤ 傳はない。（名を書いているのは）しめて四たび同盟した（からである）。

附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經秋杞伯姬來

㊤ 傳はない。莊公の女（むすめ）である。里歸りした場合に「來」という（莊公二十七年傳文）。

經公子遂如齊

㊤ 傳はない。聘したのである。

附莊公二十五年「冬公子友如陳」の注に「諸魯出朝聘 皆書如 不果彼國必成其禮 故不稱朝聘 春秋之常也」とあるのを参照。

經冬公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯陳子莒子邾子秦人于温 ㊤ 陳の共公が「子」と稱しているのは、先君が未だ葬られ

ていなかったからである。例は、九年にある。(なお)宋の襄公が「子」と稱している場合には、そのまま本来の位置におかれ(九年)、陳の共公が「子」と稱している場合には、さげられて鄭の下におかれ(二〇)、陳の懷公が「子」と稱している場合には、鄭の上におかれている(定公四年)、ことについては、傳に義例がない。おそらくは、會を主催した者がならべたもの(のまま)であつて、(書法による)褒貶ではないであらう。

〔附注の前半については、九年の傳文に「春宋桓公卒 未葬而襄公會諸侯 故曰子 凡在喪 王曰小童 公侯曰子(注 在喪 未葬也)」とある。

注の後半については、九年に「夏公會宰周公齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘」とあり、定公四年に「三月公會劉子晉侯宋公蔡侯衛侯陳子鄭伯許男曹伯莒子邾子頓子胡子滕子薛伯杞伯小邾子齊國夏子召陵侵楚」とある。なお、昭公十二年の公羊傳文に「春秋之信史也 其序則齊桓晉文 其會則主會者爲之也」とあるのを参照。
なお、經文の「邾人」の「人」は、技勘記に従つて、「子」に改める。

④ 經天王狩于河陽

④ 「河陽」は 晉地である。今、河内に河陽縣がある。

晉は、實は、王をよび寄せたのであるが、言葉は逆であつても、心意は順であつたから、經は、「王狩」(王が自主的に狩をした)という表現をとっているのである。

〔附注の前半については、『史記』周本紀「二十年晉文公召襄王 襄王會之河陽踐土」の〈集解〉に「賈逵曰 河陽 晉之温也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「是會也 晉侯召王以諸侯見 且使王狩 仲尼曰 以臣召君 不可以訓 故書曰天王狩于河陽 言非其地也 且明德也」とある。なお、注の「辭逆」については、公羊の何注に「時晉文公年老 恐羈功不成 故上白天子曰 諸侯不可卒致 願王居踐土」とあるのを参照。

④ 經壬申公朝于王所

④ 「壬申」は、十月十日である。日があつて月がないのは、史官の闕文である。

④ 經晉人執衛侯歸之于京師

④ 「人」を稱して執えているのは、罪惡が民にまで及んだからである。例は、成公十五年にある。諸侯が諸侯をさばくことは出来ないから、京師におくつたのである。

〔附注の前半の傳文に「書曰晉侯執曹伯 不及其民也(注 惡不及民) 凡君不道於其民 諸侯討而執之 則曰某人

執某侯（注 稱人示衆所欲執）不然則否（注 謂身犯不義者）」とある。

經衛元咺自晉復歸于衛

㊦元咺は、衛侯と訟争し、勝訴して歸國したのである。國が迎えた場合の例に従っている。「復歸」と言っているのは、衛侯が民に無道で、國人は元咺にくみした、という事を明らかにしたのである。

附注の前半については、下の傳文に「衛侯與元咺訟（中略）

衛侯不勝（中略）執衛侯歸之于京師（中略）元咺歸于衛

立公子瑕」とある。

注の後半については、成公十八年の傳文に「凡去其國

國逆而立之 曰入 復其位 曰復歸（注 亦國逆）諸侯

納之曰歸 以惡曰復入」とあり、その疏に引く「釋例」

に「凡去其國者 通謂君臣及公子母弟也」とあるのを參

照。

經諸侯遂圍許

㊧温に會した諸侯である。許がひきつづいて二度の會にや

つてこなかったから、會したついでに、いっしょに伐つ

たのである。

經曹伯襄復歸于曹

㊨晋は、（曹の）侯孺の言葉に感じ入って、曹伯をもどし

たから、國が迎えた場合の例に従っている。「復歸」と言っている）のである。

附下の傳文に「晉侯有疾 曹伯之豎侯孺貨筮史 使曰以曹

爲解（中略）公說 復曹伯」とある。なお、成公十八年

の傳文に「凡去其國 國逆而立之 曰入 復其位 曰復

歸（注 亦國逆）諸侯納之曰歸 以惡曰復入」とあるの

を參照。

經遂會諸侯圍許

㊩「遂」と言っているのは、もどることを許されると、そ

のまま行き、（一旦）國に歸らなかつた、からである。

附襄公十年の傳文に「書曰遂滅偃陽 言自會也」とあり、

注に「言其因會以滅國」とあるのを參照。また、穀梁傳

文に「遂 繼事也」とあるのを參照。

傳二十八年春晉侯將伐曹 假道于衛

㊪曹は衛の東にあつたからである。

傳衛人弗許 還 自河南濟

㊫汲郡から南へ渡り、衛の南に出て東へ向かつたのである。

附傳文の「河南」は、「南河」に作る本もある。ちなみに、

『史記』衛世家に「晉更從南河度」とあり、〈集解〉に

「服虔曰 南河 濟南之東南流河也」とある。なお、注

の文から推して、杜預のよつた本は、「河南」に作つて

いたようである〔？〕。

團 曹伐衛 正月戊申取五鹿

⑤ 「五鹿」は、衛地である。

附 二十三年の傳文「過衛 衛文公不禮焉 出於五鹿」の注

に「五鹿 衛地 今衛縣西北有地名五鹿 陽平元城縣東亦有五鹿」とあるのを参照。

團 二月晉卻毅卒 原軫將中軍 胥臣佐下軍 上德也

⑥ 先軫（原軫）が、下軍の佐から、順をとびこえて（一舉に）中軍の將になったから、「徳を尙んだ」と言っているのである。「胥臣」は、司空季子である。

附注の前半については、『國語』晉語四「卻毅卒 使先軫代之」の韋注に「從下軍之佐 超將中軍 傳曰 尙德也」とあるのを参照。なお、二十七年の傳文に「乃使卻毅將中軍（中略）使欒枝將下軍 先軫佐之」とある。

注の後半については、二十三年の傳文に「司空季子」とあり、注に「胥臣曰季也」とあるのを参照。

團 晉侯齊侯盟于斂孟

⑦ 「斂孟」は、衛地である。

團 衛侯請盟 晉人弗許 衛侯欲與楚 國人不欲 故出其君

以説于晉 衛侯出居于襄牛

⑧ 「襄牛」は、衛地である。

附 『史記』晉世家「衛侯居襄牛」の〈集解〉に「服虔曰

衛地也」とあるのを参照。

團 公子買戍衛

⑨ 晉が衛を伐ったが、衛は楚の姻戚であり、魯は、楚に味方しようとしたから、衛をまもったのである。

團 楚人救衛 不克 公懼於晉 殺子叢以説焉

⑩ 子叢をよびもどして殺し、それによって、晉に謝罪したのである。

團 謂楚人曰 不卒戍也

⑪ いつわって、楚人に「子叢は、守備の任務を果たさずに歸國したから、殺した」と告げたのである。（なお、傳では）子叢を殺したことが、楚が衛を救援したことの下にあるのに、経で上にあるのは、衛を救援したことへの赴告がおくられて到着したからである。

附注の最初の「謂」は、諸本に従って、「詐」に改める。

團 晉侯圍曹 門焉 多死

⑫ 曹の城門を攻めたのである。

附 莊公十八年の傳文「遂門于楚」の注に「攻楚城門」とあるのを参照。なお、その附も参照。

團 曹人尸諸城上

⑬ 晉の死人を城の上にさらしたのである。

團管侯患之 聽輿人之謀 曰稱舍於墓

㊦ 「輿」は、衆である。「墓地で宿營する」とは、冢をあ
ばこうというのである。

附注の「輿 衆也」については、昭公八年の傳文「輿嬖袁
克殺馬毀玉以葬」等の注に、同文がみえる。なお、『國
語』晉語三「輿人誦之」の章注に「輿 衆也」とあるの
を参照。

なお、この傳文については、王引之『經義述聞』に「正
義曰 此謀字或作誦 涉下文而誤耳 謂涉下文輿人之誦
曰而誤也 家大人曰 曰字亦涉下文而衍 鄭注射義曰
稱猶言也 輿人之謀 言舍於墓也 稱上不當復有曰字
唐石經已誤衍 通典兵十五 太平御覽兵部四十五 引此
皆無曰字」とある。

團師遷焉 曹人兇懼

㊧ 曹人の墓地まで移動したのである。「兇兇」は、恐懼す
る聲である。

附『説文』に「兇 擾恐也(中略) 春秋傳曰 曹人兇懼」
とあるのを参照。なお、『會箋』に「石經宋本俱不疊兇
字 注云兇兇恐懼聲 則杜本疊兇字必矣」とある。

團爲其所得者 棺而出之 因其兇也而攻之 三月丙午入曹
數之以其不用僇負羈而乘軒者三百人也 且曰獻狀

㊨ 「軒」は、大夫の車である。徳もないのに位に居る者が

多かつたから、勤務狀況(の報告書)を求めた、とい
うことである。

附注の「軒 大夫車」については、閔公二年の傳文「鶴有
乘軒者」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。
注の後半については、異説として、惠棟『春秋左傳補註』
に「獻狀 謂觀狀也 先責其用人之過 然後誅觀狀之辜
以示非惡報也」とあり、また、沈欽韓『春秋左氏傳補

注』に「杜預言無德居位者多 故責其功狀 非也 按晉
語 文公誅觀狀以伐鄭 注唐尙書云 誅曹觀狀之罪 還
而伐鄭 觀狀即觀駢脅之狀 責其罪 猶今之供罪也」と
ある。ちなみに、二十三年の傳文に「及曹 曹共公聞其
駢脅 欲觀其裸 浴 薄而觀之」とある。

團令無入僇負羈之宮而免其族 報施也

㊩ 食物と璧の恩恵に報いたのである。

附二十三年の傳文に「僇負羈之妻曰 吾觀晉公子之從者
皆足以相國 若以相 夫子必反其國 反其國 必得志於
諸侯 得志於諸侯而誅無禮 曹其首也 子盍蚤自貳焉
乃饋盤飧 寘璧焉 公子受飧反璧」とある。

團魏犢顛頡怒曰 勞之不圖 報於何有

㊪ 二子には、それぞれ、逃亡に隨行したという功勞があつ
た(からである)。

附二十三年の傳文に「遂奔狄 從者 狐偃趙衰顛頡魏武子

(注) 武子 魏攀(司空季子)とある。

團 燕僖負羈氏

⑤ 「燕」は、焼である。

附昭公二十七年の傳文「將師退 遂令攻郤氏 且燕之」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「燕 燒也(中略) 春秋傳曰 燕僖負羈」とあるのを参照。

團 魏攀傷於胷 公欲殺之 而愛其材

⑥ 「材」は、力である。

團 使問且視之 病 將殺之 魏攀束胷見使者曰 以君之靈

不有寧也

⑦ (「不有寧」とは) 病氣のために安静(安逸)にしているなどということはない(元氣で動きまわっている)、ということである。

附成公十六年の傳文「敢告不寧君命之辱」の注に「以君辱賜命故不敢自安」とあるのを参照。なお、異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「劉炫規過以傷爲寧 不有寧謂不有損傷 半農先生曰 古人多反語 如甘爲苦 治爲亂 皆是 以傷爲寧 亦有理」とあり、また、安井衡『左傳輯釋』に「不有寧也 反語 言有寧也」とある。

團 距離三百 曲踊三百

⑧ 「距離」は、超越であり、「曲踊」は、跳踊である。「百」は、勵(はげむ)と同じである。

附注の前半は、意味がよくわからない。なお、顧炎武『左

傳杜解補正』に「邵氏曰 躍踊者 皆絕地而起 所謂跳也 距離 直跳也 曲踊 橫跳也 橫跳必先直而旋 故不曰橫而曰曲」とある。

注の後半については、様々な異説がある。今、その中の一つをあげておくと、安井衡『左傳輯釋』に「倅顛煇云(中略) 百與拊同 説文 拊 附也 謂合手拊拊 如鼓噪之狀 距離曲踊者 其足勢 三百者 其手勢也」とある。

團 乃舍之 殺顛頡以徇于師 立舟之僑以爲戎右

⑨ 「舟之僑」は、もと號の臣で、閔公二年に晉に奔っていた。これを魏攀の代わりにしたのである。(この傳文は、下の)「先歸」のために本を張ったのである。

附閔公二年の傳文に「春號公敗犬戎于涇 舟之僑曰 無德而祿 殃也 殃將至矣 遂奔晉」とあり、注に「舟之僑 號大夫」とある。また、二十七年の傳文に「魏攀爲右」とある。また、下の傳文に「舟之僑先歸」とある。

團 宋人使門尹般如晉師告急

⑩ 「門尹般」は、宋の大夫である。

附『國語』晉語四「宋人使門尹班告急於晉」の章注に「門尹班 宋大夫」とあるのを参照。

團 公曰 宋人告急 舍之則絕

㊦ 晉と斷絶する、ということである。

附『國語』晉語四「公告大夫曰 宋人告急 舍之則宋絶」の章注に「舍不救宋 則宋降楚 與我絶矣」とあるのを参照。

傳告楚不許 我欲戰矣 齊秦未可 若之何

㊦ 戦うことに同意しない、ということである。

附『國語』晉語四に「我欲擊楚 齊秦不欲 其若之何」とあるのを参照。

傳先軫曰 使宋舍我而賂齊秦

㊦ 救援を（晉にはなくて）齊・秦に求め（させ）る、ということである。

傳藉之告楚

㊦ （宋に）齊・秦をかりて、宋のために請願してもらう（よ）うにさせる）、ということである。

附宣公十二年の傳文「敢藉君靈以濟楚師」の注に「藉猶假借也」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「藉之告楚」の章注に「借與齊秦之勢 使請宋於楚」とあるのを参照。

傳我執曹君 而分曹衛之田以賜宋人 楚愛曹衛 必不許也

㊦ 齊・秦の請願をききいれない、ということである。

附『國語』晉語四「必不許齊秦之請」とあるのを参照。

傳喜賂怒頑 能無戰乎

㊦ 齊・秦は、宋の賂を得たことを喜び、楚の頑固さを怒るから、きつと自主的に参戦する、ということである。請願が通じないから、「頑」といつているのである。

傳公說 執曹伯 分曹衛之田以畀宋人 楚子入居于申

㊦ 申は方城内にあったから、「入」と言っているのである。

附四年の傳文に「楚國方城以爲城 漢水以爲池」とあるのを参照。また、哀公十七年の傳文に「彭仲爽 申俘也

文王以爲令尹 實縣申息」とあり、注に「楚文王滅申息

以爲縣」とあるのを参照。

傳使申叔去穀

㊦ 二十六年に申叔は穀の守備についた。

附二十六年の傳文に「冬楚令尹子玉司馬子西帥師伐宋圍繒 公以楚師伐齊取穀（中略）寘桓公子雍於穀 易牙奉之以爲魯援 楚申公叔侯戍之」とあり、注に「爲二十八年楚子使申叔去穀張本」とある。

傳使子玉去宋 曰 無從晉師 晉侯在外十九年矣 而果得晉國

㊦ 晉侯は、生まれて十七年で出奔し、出奔して十九年でもどった。合計して三十六年、（四年をくわえ）ここに至

って四十歳であった。

附昭公十三年の傳文に「生十七年 有士五人」とあり、注

に「狐偃趙衰顛頡魏武子司空季子五士從出」とあるのを参照。また、『國語』晉語四に「晉公子生十七年而亡」とあるのを参照。なお、晉侯がもどったのは、魯の僖公二十四年のことである。

團險阻艱難 備嘗之矣 民之情僞 盡知之矣 天假之年

㊦ 獻公の遺子九人のうち、文公だけが生き残っていたから、「天がこれに年をかした（長生きをさせた）」と言っているのである。

㊧ 二十四年の傳文に「獻公之子九人 唯君在矣」とあるのを参照。

團而除其害

㊨ 惠（公）・懷（公）・呂（甥）・卻（芮）をとり除いた、ということである。

㊩ 二十三年の傳文に「九月晉惠公卒」とあり、二十四年の傳文に「戊申使殺懷公于高梁（中略）呂卻畏偪 將焚公宮而弑晉侯（中略）己丑晦公宮火 瑕甥卻芮不獲公 乃如河上 秦伯誘而殺之」とある。

團天之所置 其可廢乎 軍志曰 允當則歸

㊪ 過分を求めてはならない（ほどほどにせよ）、ということである。「軍志」は、兵書である。

㊫ 襄公二十五年の傳文「仲尼曰 志有之」の注に「志 古書」とあるのを参照。

團又曰 知難而退 又曰 有德不可敵 此三志者 晉之謂矣

㊬ 今ここで、晉とあたるには、この三條を用いなければならぬ、ということである。

團子玉使伯棼請戰

㊭ 「伯棼」は、子越椒で、鬬伯比の孫である。

㊮ 文公九年の傳文に「冬楚子越椒來聘」とあり、注に「子越椒 令尹子文從子」とある。また、桓公六年の傳文に「鬬伯比言于楚子曰」とあり、注に「鬬伯比 楚大夫 令尹子文之父」とある。なお、傳・注の「棼」は、按勘記に従って、「棼」に改める。

團曰 非敢必有功也 願以間執讒慝之口

㊯ 「間執」は、塞（ふさぐ）と同じである。「讒慝」とは、子玉は三百乗をひきいて入ることは出来ない、という蕩賈の發言のたぐいである。

㊰ 『史記』晉世家「子玉請曰 非敢必有功 願以間執讒慝之口也」の〈集解〉に「服虔曰 子玉非敢求有大功 但欲執蕩賈讒慝之口 謂子玉過三百乘不能入也」とあるのを参照。なお、二十七年の傳文に「蕩賈尚幼 後至 不賀 子文問之 對曰（中略）子玉剛而無禮 不可以治民 過三百乘 其不能以入矣」とある。

團王怒 少與之師 唯西廣東宮與若敖之六卒實從之

㊸ 楚子は、申にもどり、これらの兵を派遣して、以前に宋を圍んだ土衆に附従させたのである。楚には、左・右の廣があり、また、太子に宮甲があったから、(つまり)その一部分を取って、あたえたのである。「若敖」は、楚の武王の祖父で、若敖(の地)に葬られた者である。子玉の祖である。「六卒」とは、子玉の宗人(同族)の兵六百人である。師のすべてをつけたしてはやらなかった、ということである。

附注の「楚有左右廣」については、宣公十二年の傳文に「其君之戎 分爲二廣 廣有一卒 卒 偏之兩 右廣初駕數及日中 左則受之 以至于昏」とあるのを参照。

注の「又大子有宮甲」については、文公元年の傳文に「冬十月以宮甲圍成王」とあり、注に「大子宮甲 僖二十八年王以東宮卒從子玉 蓋取此宮甲」とあるのを参照。

注の「若敖 楚武王之祖父」については、『史記』楚世家に「二十七年若敖卒 子熊坎立 是爲霄敖 霄敖六年卒 子熊眴立 是爲蚡冒(中略) 蚡冒十七年卒 蚡冒弟熊通弑蚡冒子而代立 是爲楚武王」とあるのを参照。

注の「葬若敖者」については、昭公元年の傳文に「葬王于邲 謂之邲敖」とあるのを参照。また、同十三年の傳文に「葬于干干營 實營敖」とあるのを参照。なお、これらによれば、注の「敖」は、あるいは、衍文かもしれない。

ない(?)。

注の「子玉之祖也」については、『國語』晉語四「令尹子玉曰 請殺晉公子」の章注に「子玉 楚若敖之曾孫 令尹成得臣也」とあるのを参照。

注の「六卒 子玉宗人之兵六百人」については、宣公十二年の傳文「廣有一卒 卒 偏之兩」の注に「司馬法 百人爲卒」とあるのを参照。また、『周禮』司馬の序官に「百人爲卒」とあるのを参照。

㊸ 子玉使宛春告於晉師曰 請復衛侯而封曹 臣亦釋宋之圍 衛侯は竟を出ておらず、曹伯は執えられて宋にいたが、(いづれも)すでに位を失っていたから、「衛をもどし、曹をかえす」と言っているのである。

附上の傳文に「衛侯欲與楚 國人不欲 故出其君以説于晉 衛侯出居于襄牛(注 襄牛 衛地)」とあり、また、「公説 執曹伯 分曹衛之田以畀宋人」とある。

なお、『史記』晉世家「於是子玉使宛春告晉」の(集解)に「賈逵曰 宛春 楚大夫」とある。

㊸ 子玉無禮哉 君取一 臣取二

㊸ 「君が一つを取る」とは、宋の圍みをとくこと(「一事」)を晉侯に惠與する、ということであり、「臣が二つを取る」とは、曹と衛をもどすこと(「二事」)を自分の功績にする、ということである。

團不可失矣

④ 伐つべきである、ということである。

團先軫曰 子與之 定人之謂禮 楚一言而定三國 我一言

而亡之 我則無禮 何以戰乎 不許楚言 是棄宋也 救

而棄之 謂諸侯何

⑤ 諸侯に怪しまれる、ということである。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「謂 告也 言告諸

侯將以何辭 杜解爲諸侯謂何 未是」とある。

團楚有三施 我有三怨 怨讎已多 將何以戰 不如私許復

曹衛以攜之

⑥ ひそかに二國を許して、楚に絶交を通告させ、その後で

二國をもどす、ということである。「攜」は、離である。

附下の傳文に「曹衛告絶於楚」とある。なお、注の「攜

離也」については、七年の傳文「招攜以禮 懷遠以德」

の注に、同文がみえる。

團執宛春以怒楚 既戰而後圖之

⑦ 勝負が決するのをまっけて、計略を定める、ということである。

團公説 乃拘春於衛 且私許復曹衛 曹衛告絶於楚 子玉

怒 從晉師 晉師退 軍吏曰 以君辟臣 辱也 且楚師

老矣 何故退 子犯曰 師直爲壯 曲爲老 豈在久乎

微楚之惠不及此

⑧ 重耳が楚に立ち寄ったとき、楚の成王は（無事に）おくり出してくれた。

附二十三年の傳文に「及楚 楚子饗之（中略）子玉請殺之

（中略）乃送諸秦」とある。

なお、傳文の「豈在久矣」の「矣」は、按勘記に従って、「乎」に改める。

團退三舍辟之 所以報也

⑨ 一舍は、三十里である。かつて楚子が「もし國にかえれ

たら、どんなお禮を私に下さるか」と言ったから、（今

ここで）三舍しりぞくことをお禮にしようとしたのであ

る。

附二十三年の傳文に「及楚 楚子饗之 曰 公子若反晉國

則何以報不殺（中略）對曰 若以君之靈得反晉國 晉

楚治兵遇於中原 其辟君三舍」とある。なお、『史記』

晉世家「請辟王三舍」の〈集解〉に「賈逵曰（中略）三

舍 九十里也」とあるのを参照。

團背惠食言 以亢其讎

⑩ 「亢」は、當（あたる）と同じである。「讎」とは、楚

のことをいう。

附注の「亢猶當也」については、襄公十四年の傳文「戎亢

其下」の注に、同文がみえる。なお、異説として、陸粲

『左傳附注』に「亢 蔽也 讎謂宋 宋者楚之讎 外傳

所謂未報楚惠而亢宋者也」とあり、また、王引之『經義述聞』に「家大人曰 杜訓亢爲當 故以讎爲楚 其實非也 此言亢者 扞蔽之意 亢其讎 謂亢楚之讎也 楚之讎謂宋也 亢楚之讎者 楚攻宋而晉爲之扞蔽也 晉語曰 未報楚惠而抗宋 是其明證矣 凡扞禦人謂之亢 爲人扞禦亦謂之亢 義相因也」とある。

團我曲楚直 其衆素飽 不可謂老

⑤直の氣が満ちあふれている、ということである。

附『國語』晉語四に「其衆莫不生氣」とあるのを參照。

團我退而楚還 我將何求 若其不還 君退臣犯 曲在彼矣

退三舍 楚衆欲止 子玉不可 夏四月戊辰晉侯宋公齊

國歸父崔夭秦小子憖次于城濮

⑥「國歸父」・「崔夭」は、齊の大夫である。「小子憖」は、秦の穆公の子である。「城濮」は、衛地である。

附『史記』晉世家「四月戊辰宋公齊將秦將與晉侯次城濮」

の〈集解〉に「賈逵曰 衛地也」とあるのを參照。

團楚師背鄆而舍

⑦「鄆」は、丘陵が險阻な場合のよび名である。

團晉侯患之 聽輿人之誦

⑧士衆が險阻を畏れることを心配したから、彼らの歌誦に耳を傾けたのである。

附上の傳文「晉侯患之 聽輿人之謀」の注に「輿 衆也」

とあるのを參照。

團曰 原田每每 舍其舊而新是謀

⑨高くて平らなところを「原」という。晉の軍は、原田の草が每每としているように、盛んであるから、新功を立てることを謀るべきであって、舊恩にこだわる必要はない、ということを喩えたのである。

附注の前半については、昭公元年の公羊傳文に「上平曰原」とあるのを參照。なお、桓公元年の傳文「秋大水 凡平原出水爲大水」の注には「廣平曰原」とある。

注の後半については、『説文』に「每 艸盛上出也」とあるのを參照。

團公疑焉

⑩士衆が、自分（公）に、舊に背き新を謀れと言っているのではないかと疑ったのである。

團子犯曰 戰也 戰而捷 必得諸侯 若其不捷 表裏山河 必無害也

⑪晉の國は、（大）河を外にし、（高）山を内にしている、ということである。

團公曰 若楚惠何 欒貞子曰 漢陽諸姬 楚實盡之

⑫「貞子」は、欒枝である。川の北側を「陽」という。姬姓の國で漢水の北側にあった者は、楚がすべて滅した、ということである。

附注の「貞子 欒枝也」については、二十七年の傳文「命趙衰爲卿 讓於欒枝先軫」の注に「欒枝 貞子也」とあるのを参照。

注の「水北曰陽」については、「天王守于河陽」の穀梁傳文に「水北爲陽 山南爲陽」とあるのを参照。

④ 晉思小惠而忘大恥 不如戰也 晉侯夢與楚子搏

④ 「搏」とは、素手で鬪ったのである。

④ 楚子伏己而盥其腦

④ 「盥」は、嘔（すする）である。

④ 附疏に「服虔云 如俗語相罵云嘔女腦矣」とあるのを参照。

④ 團是以懼 子犯曰 吉 我得天 楚伏其罪 吾且柔之矣

④ 晉侯は上を向いていたから、「天を得る」のであり、楚子は下の地を向いていたから、「罪に伏する」のである。

④ 腦は、物を「柔らかくする」（ための）ものである。子犯は、事情をよくのみこんでいたから、機轉をきかせて

④ 夢に答えたのである。

④ 附注の「腦 所以柔物」については、梁履繩『左通補釋』

に「腦能熟物 皮氏錄曰 羊腦豬腦 男子食之 損精氣

又云 羊腦食之 令五藏消也（高似孫緯略九）考工記

曰 角之本蹙於割 而休於氣 是故柔 柔故欲其執也

割腦同 解云 言角之本近於割 得和煦之氣 故柔 柔

欲其刑之自由 反是爲執也（見弓人）」とあるのを参照。

なお、『廣韻』に「腦 優皮也」とあるのも参照。

④ 團子玉使鬪勃請戰

④ 「鬪勃」は、楚の大夫である。

④ 團曰 請與君之士戲 君馮軾而觀之 得臣與寓目焉

④ 「寓」は、寄である。

④ 附成公二年の傳文「請寓乘」の注及び襄公二十四年の傳文

「子產寓書於子西」の注に、同文がみえる。なお、『禮

記』曲禮下「大夫寓祭器於大夫」の注に「寓 寄也」と

あるのを参照。また、『國語』吳語「民生於地上 寓也」

の章注に「寓 寄也」とあるのを参照。

④ 團晉侯使欒枝對曰 寡君聞命矣 楚君之惠 未之敢忘 是

以在此 爲大夫退 其敢當君乎 既不獲命矣

④ 停戰の命をえられない、ということである。

④ 附二十三年の傳文「其辟君三舍 若不獲命」の注に「三退

不得楚止命也」とあるのを参照。

④ 團敢煩大夫謂二三子

④ 鬪勃を煩わして、子玉や子西たちにつたえさせる、とい

うことである。

④ 團戒爾車乘 敬爾君事 詰朝將見

④ 「詰朝」は、平旦である。

④ 附成公二年の傳文「詰朝請見」の注に、同文がみえる。な

お、成公十六年の傳文「詰朝爾射」の注に「詰朝 猶明

「朝」とあり、襄公十四年の傳文「詰朝之事 爾無與焉」の注に「詰朝 明旦」とあるのを参照。ちなみに、『小爾雅』廣訓に「詰朝 明旦也」とある。

團晉車七百乘 鞞鞞鞞鞞

㊦「車七百乘」とは、五萬二千五百人である。背につけるのを「鞞」といい、胸につけるのを「鞞」といい、腹につけるのを「鞞」といい、足につけるのを「鞞」という。(つまり、「鞞鞞鞞鞞」とは)兵車の裝備がととのっていた、ということを行っているのである。

附注の「五萬二千五百人」については、隱公元年の傳文「命子封帥車二百乘以伐京」の注に「古者 兵車一乘 甲士三人 歩卒七十二人」とあるのを参照。

團晉侯登有莘之虛以觀師 曰 少長有禮 其可用也

㊧「有莘」は、古國の名である。「少長」とは、大小と言うのと同じである。

附注の前半については、『孟子』萬章上「伊尹耕於有莘之野而樂堯舜之道焉」の趙注に「有莘 國名」とあるのを参照。

注の後半については、襄公三十一年の傳文に「言君臣上下父子兄弟内外大小皆有威儀也」とあるのを参照。

團遂伐其木以益其兵

㊨木をきって、攻戰の道具をふやしたのである。(下に)

「車が柴をひきずった」とあるのも、これである。

團己巳晉師陳于莘北 胥臣以下軍之佐當陳蔡 子玉以若敖之六卒將中軍 曰 今日必無晉矣 子西將左 子上將右
㊩「子西」は、鬬宜申である。「子上」は、(上の)鬬勃である。

附二十六年の傳文「秋楚成得臣鬬宜申帥師滅夔 以夔子歸」

の注に「鬬宜申 司馬子西也」とあるのを参照。

團胥臣蒙馬以虎皮 先犯陳蔡 陳蔡奔 楚右師潰

㊪陳・蔡は楚の右師に屬していた(からである)。

團狐毛設二旆而退之

㊫「旆」は、大旗である。ついで、二旆をたてながら退き、大將がじよじよにひきさがっている、かのようにしたのである。

附注の「旆 大旗也」については、宣公十二年の傳文「又甚之拔旆投衡」の注に、同文がみえる。

なお、安井衡『左傳輯釋』に「下文云 城濮之戰 晉中軍風于澤 亡大旆之左旆 是大旆將旗 唯中軍建二旆 或命先鋒建之 故又稱先鋒爲旆 上軍不得有大旆 狐毛欲欺楚師 特置二旆 爲中軍退走之狀以誘敵 故曰設二旆」とある。

團樂枝使與曳柴而僞遁

㊬柴をひきずって土けむりを立て、大勢が逃走している、

かのように見せかけたのである。

附『淮南子』兵略訓に「曳梢肆柴 揚塵起竭 所以營其目者 此善爲詐佯者也」とあるのを参照。

團楚師馳之 原軫卻溱以中軍公族橫擊之

⑤「公族」とは、公がひきいていた軍である。

團狐毛狐偃以上軍夾攻子西 楚左師潰 楚師敗績 子玉收

其卒而止 故不敗

⑥三軍のうち、中軍だけが無傷でこつたのであり、これは、大きくずれである。

附莊公十一年の傳文に「大崩曰敗績」とあるのを参照。

團晉師三日館穀

⑦「館」は、舍（やどる）である。楚軍の糧食を三日間たべたのである。

附注の「館 舍也」については、隱公十一年の傳文「館于寫氏」の注に「館 舍也」とあるのを参照。

團及癸酉而還 甲午至于衡雍 作王宮于踐土

⑧「衡雍」は、鄭地で、今の滎陽の卷縣である。襄王は、晉が戦勝したと聞くと、自ら出向いて、ねぎらった。だから、王のために宮を作ったのである。

附注の前半については、『國語』周語上「二十一年以諸侯

朝王于衡雍 且獻楚捷 遂爲踐土之盟」の章注に「衡雍

踐土皆鄭地 在今河内温也」とあるのを参照。

注の後半については、『史記』晉世家「作王宮于踐土

の〈集解〉に「服虔曰 旣敗楚師 襄王自往臨踐土 賜命晉侯 晉侯聞而爲之作宮」とあるのを参照。

團鄉役之三月

⑨「郷」は、屬（さき）と同じである。城濮の戦役にさき立つ三月、ということである。

團鄭伯如楚致其師 爲楚師旣敗而懼 使子人九行成于晉

⑩「子人」は氏で、「九」は名である。

附七年の傳文に「洩氏孔氏子人氏三族 實違君命」とあり、

注に「三族 鄭大夫」とあるのを参照。なお、疏に「杜譜以九爲雜人 謬矣」とある。

團晉欒枝入盟鄭伯 五月丙午晉侯及鄭伯盟于衡雍 丁未獻

楚俘于王 駟介百乘 徒兵千

⑪「駟介」は、甲（よろい）をつけた四頭の馬である。「徒兵」は、歩卒である。

附注の前半については、成公二年の傳文に「不介馬而馳之」とあり、注に「介 甲也」とあるのを参照。また、『詩』鄭風〈清人〉「清人在彭 駟介旁旁」の毛傳に「介 甲也」とあり、鄭箋に「駟 四馬也」とあるのを参照。

注の後半については、襄公元年の傳文「敗其徒兵於洧上」の注に「徒兵 歩兵」とあり、同二十五年の傳文「徒兵」の注に「歩卒」とある。なお、『國語』吳語「乃命王孫

「徒師 歩卒也」とあるのを参照。

なお、注の前後半を通じては、『史記』晉世家「駟介百乘 徒兵千」の〈集解〉に「服虔曰 駟介 駟馬被甲也 徒兵 歩卒也」とあるのを参照。

㊦鄭伯傅王 用平禮也

㊦「傅」は、相（たすける）である。（かつて）周の平王が晉の文侯仇を享した禮によって、晉侯を享したのである。

㊦莊公二十一年の傳文「王與之武公之略自虎牢以東」の注に「鄭武公傅平王 平王賜之自虎牢以東」とあるのを参照。また、隱公六年の傳文「我周之東遷 晉鄭焉依」の注に「平王東徙 晉文侯鄭武公左右王室」とあるのを参照。また、桓公二年の傳文「初晉穆侯之夫人姜氏以條之役生太子 命之曰仇」の注に「太子 文侯也」とあるのを参照。なお、『書』文侯之命の序に「平王錫晉文侯秬鬯圭瓚 作文侯之命」とあるのも参照。

㊦己酉王享醴 命晉侯宥

㊦饗禮を行なったうえに、さらに、その補助として、晉侯に束帛をおくって、ねんごるな氣持ちをあらわしたのである。

㊦莊公十八年の傳文「春虢公晉侯朝王 王饗醴 命之宥」

の注に「王之覲羣后 始則行饗禮 先置醴酒 示不忘古

飲宴則命以幣物 宥 助也 所以助歡敬之意 言備

設」とあり、僖公二十五年の傳文「戊午晉侯朝王 王饗醴 命之宥」の注に「既行饗禮而設醴酒 又加之以幣帛

以助歡也 宥 助也」とあるのを参照。また、『詩』

小雅〈鹿鳴〉の序に「鹿鳴 燕羣臣嘉賓也 既飲食之

又實幣帛筐篚 以將其厚意」とあるのを参照。

㊦王命尹氏及王子虎內史叔與父 策命晉侯爲侯伯

㊦策書によって晉侯を伯に任命したのである。「周禮」に「九命して伯となす」（大宗伯）とある。「尹氏」・「王子虎」は、いづれもみな、王の卿士である。「叔與父」は、大夫である。三人の官が任命したのは、それによって晉を特別扱いしたのである。

㊦注の「以策書命晉侯爲伯也」については、『周禮』內史

「凡命諸侯及孤卿大夫 則策命之」の注に「鄭司農說以春秋傳曰王命內史與父策命晉侯爲侯伯 策謂以簡策書王命」とあるのを参照。

注の「尹氏王子虎 皆王卿士也」については、文公十四年の傳文「而使尹氏與聃啓訟周公于晉」の注に「尹氏 周卿士」とあるのを参照。また、『國語』周語上「襄王使大宰文公及內史與賜晉文公命」の韋注に「大宰文公 王卿士王子虎也」とあるのを参照。なお、『史記』晉世

家「天子使王子虎命晉侯爲伯」の《集解》には「賈逵曰王子虎 周大夫」とある。

注の「叔興父 大夫也」については、桓公二年の傳文「周内史聞之曰」の注に「内史 周大夫官也」とあるのを参照。なお、その附も参照。

○ 輿賜之大輅之服戎輅之服

④ 「大輅」は、金輅（金で飾った乗車）である。「戎輅」は、戎車（兵車）である。二つの輅には、それぞれ、服（などの附屬品一式）がそえられていたのである。

○ 附注の「大輅 金輅」については、定公四年の傳文「分魯公以大路大旂」の注に「此大路 金路 錫同姓諸侯車也」とあるのを参照。また、『史記』齊世家「周襄王使宰孔賜桓公文武胙彤彤弓矢大路」の《集解》に「賈逵曰 大路 諸侯朝服之車 謂之金路」とあり、同晉世家「賜大輅 彤弓矢百 旅弓矢千」の《集解》に「賈逵曰 大輅 金輅」とあるのを参照。

注の「戎輅 戎車」については、莊公九年の傳文「公喪戎路 傳乘而歸」の注に「戎路 兵車」とあるのを参照。また、『禮記』月令「天子居總章左个 乘戎路 駕白駟」の注に「戎路 兵車也」とあるのを参照。

○ 圓形弓一 彤矢百 旅弓矢千

④ 「形」は、赤である。「旅」は、黒である。（形の方が）

弓一に對して矢百であるとすれば、（旅の方も）矢千に對して、（書かれてはいないが）弓十のはずである。諸侯は、弓矢を賜わって始めて、征伐を自由に出來るのである。

○ 附注の「形 赤也」（按勘記に従って、「弓」を「也」に改める）については、哀公元年の傳文「器不彤鏤」の注に「形 丹也」とあるのを参照。また、『詩』小雅《彤弓》「彤弓 昭兮 受言藏之」の毛傳に「彤弓 朱弓也」とあるのを参照。

注の「旅 黒也」（按勘記に従って、「弓」を「也」に改める）については、『書』文侯之命「旅弓一 旅矢百」の僞孔傳に「旅 黒也」とあるのを参照。なお、『詩』小雅《彤弓》の疏に「服虔云 旅弓以射甲革楯質」とある。

注の「弓一 矢百 則矢千弓十矣」については、『詩』小雅《彤弓》の序疏に「傳文直云旅弓 矢千 定本亦然 故服虔云 矢千則弓十 是本無十旅二字矣 俗本有者 誤也」とあるのを参照。

注の「諸侯賜弓矢 然後專征伐」については、『禮記』王制に「諸侯賜弓矢 然後征」とあるのを参照。

○ なお、注全般については、『史記』晉世家「賜大輅 彤弓矢百 旅弓矢千」の《集解》に「賈逵曰（中略）彤弓

赤 旅弓 黒也 諸侯賜弓矢 然後征伐」とあるのを参照。

罇 柶 鬯 一 卣

④ 「柶」は、黒黍（くろきび）である。「鬯」は、香酒で、神を降すためのものである。「卣」は、器の名である。

附注の「柶 黒黍」については、昭公四年の傳文「其藏之也 黒牡柶黍以享司寒」の注及び同十五年の傳文「鍼鉞

柶鬯」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋草に「柶 黒黍」とあるのを参照。また、『詩』大雅〈江漢〉「柶

鬯一卣」の毛傳に「柶 黒黍也」とあるのを参照。

注の「鬯 香酒」については、昭公十五年の傳文「鍼鉞 柶鬯」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』春官の序官〈鬯人〉の注に「鬯 釀柶爲酒 芬香條暢於上下也」とあるのを参照。また、『易』震卦「不喪匕鬯」の注に「鬯 香酒」とあるのを参照。

注の「所以降神」については、『説文』に「鬯（中略）以降神也」とあるのを参照。

注の「卣 器名」については、『爾雅』釋器に「彝卣 器也」とあるのを参照。また、『詩』大雅〈江漢〉「柶

鬯一卣」の毛傳に「卣 器也」とあるのを参照。

なお、注全般については、『史記』晉世家「柶鬯一卣」の〈集解〉に「賈逵曰 柶 黒黍 鬯 香酒也 所以降

神 卣 器名」とあるのを参照。

罇 虎賁 三百人

附『史記』晉世家「虎賁三百人」の〈集解〉に「賈逵曰 天子卒曰虎賁」とある。

附曰 王謂叔父 敬服王命 以綏四國 糾逖王慝

④ 「逖」は、遠である。王に仇をなす者がいれば、ただして遠ざけよ、ということである。

附『説文』に「逖 遠也（中略）邊 古文逖」とあるのを参照。また、『爾雅』釋詁に「邊 遠也」とあるのを参照。なお、『書』牧誓「逖矣 西土之人」の僞孔傳に「逖 遠也」とあるのも参照。

なお、異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「衛鞅碑云 糾別王慝 案魯頌 狄彼東南 鄭箋云 狄當爲剔 剔

治也 逖與狄同 古文作邊 又與剔通 故或訓爲遠 或訓爲治 此傳當从古文作邊 訓爲治」とある。

罇 晉侯三辭 從命 曰 重耳敢再拜稽首 奉揚天子之不顯

休命

④ 「稽首」とは、額を地につけるのである。「丕」は、大である。「休」は、美である。

附注の「稽首 首至地」については、『史記』晉世家「晉侯三辭 然后稽首受之」の〈集解〉に「賈逵曰 稽首 首至地」とあるのを参照。また、『國語』周語上「晉侯

執玉卑 拜不稽首」の韋注に「稽首 首至地也」とあるのを参照。なお、『周禮』大祝「辨九拜 一曰稽首」の注に「稽首 拜頭至地也」とあるのも参照。

注の「丕 大也」については、昭公三年の傳文「昧且平顯」の注に「丕 大也」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋詁及び『說文』にも「丕 大也」とある。

注の「休 美也」については、『詩』大雅〈江漢〉「對揚王休」の鄭箋に「休 美」とあるのを参照。また、『國語』周語下「襲于休祥」及び齊語「有功休德」の韋注に「休 美也」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋詁にも「休 美也」とある。

團 受策以出 出入三覲

㊦ 「出入」は、去來と同じである。來てからたち去るまでに、全部で三度、王にまみえた、ということである。

〔成公十三年の傳文「余雖與晉出入」の注に「出入猶往來」とあるのを参照。なお、安井衡『左傳輯釋』に「出入三覲 承上以出 蓋皆一時之事 獻楚俘 一覲也 王享二覲也 受命之後 又當入謝 三覲也 故傳以出入總之 或獻俘異日 在三覲之外 則享後或亦入謝 要之出入當屬晉侯 杜訓出入爲去來 云從來至去 是以出入屬王 非也」とある。

團 衛侯聞楚師敗 懼出奔楚 遂適陳

㊦ 襄牛から出奔したのである。

團上の傳文に「衛侯出居于襄牛」とある。

團 使元咺奉叔武以受盟

㊦ 奉じて君事を代行させたのである。

團 癸亥王子虎盟諸侯于王庭

㊦ 「王庭」とは「踐土の（王）宮の庭である。（經が）「踐土」と書いているのは、京師と區別したのである。

團上の傳文に「作王宮于踐土」とある。なお、『史記』晉世家「癸亥王子虎盟諸侯於王庭」の〈集解〉に「服虔曰

王庭 踐土也」とあるのを参照。

團 要言曰 皆弊王室 無相害也 有渝此盟 明神殛之 俾

隊其師 無克祚國

㊦ 「弊」は、助である。「渝」は、變である。「殛」は、誅である。「俾」は、使である。「隊」は、隕である。「克」は、能である。

團 注の「弊 助也」については、襄公十一年の傳文「弊王室」の注に、同文がみえる。

注の「渝 變也」については、隱公六年の傳文「春鄭人來渝平」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋言にも「渝 變也」とある。

注の「殛 誅也」については、成公十二年の傳文「明神

殛之」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋言にも「殛 誅也」とある。

注の「俾 使也」については、文公元年の傳文「覆俾我悖」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁にも「俾 使也」とある。

注の「隊 隕也」については、哀公十五年の傳文に「大命隕隊」とあるのを参照。

注の「克 能也」については、隱公元年「夏五月鄭伯克段于鄆」の穀梁傳文に「克者何 能也」とあるのを参照。

なお、『爾雅』釋言にも「克 能也」とある。

團及而玄孫 無有老幼 君子謂是盟也信

⑤信義に合していた、ということである。

附傳文の「及其玄孫」の「其」は、按勘記に従って、「而」に改める。

團謂晉於是役也 能以德攻

⑥文徳によって民を教え、その後で用いた、ということである。

附『論語』子路に「子曰 以不教民戰 是謂棄之」とあり、

『孟子』告子下に「孟子曰 不教民而用之 謂之殃民」とあるのを参照。なお、二十七年の傳文に「晉侯始入而教其民 二年 欲用之（中略）民聽不惑 而後用之」とある。

團初楚子玉自爲瓊弁玉纓 未之服也

⑦「弁」は、鹿の子の皮でつくる。「瓊」は、玉の別名である。瓊玉をちりばめて、弁（かんむり）及び纓（ひも）を飾ったのである。『詩』に「弁の飾りは、星のようである」とある。

附注の「弁 以鹿子皮爲之」については、『詩』衛風〈淇奥〉

「會弁如星」の毛傳に「弁 皮弁」とあるのを参照。

注の「瓊 玉之別名」については、『詩』衛風〈木瓜〉

「報之以瓊琚」の毛傳に「瓊 玉之美者」とあるのを参照。

照。

注の「次之以飾弁及纓」については、『詩』衛風〈淇奥〉

「會弁如星」の鄭箋に「會 謂弁之縫中 飾之以玉」とあるのを参照。

なお、異説として、『禮記』王制「司寇正刑明辟」の疏に「僖二十八年左傳云 初楚子玉自爲瓊弁玉纓 服虔注云 謂馬飾」とある。

團先戰 夢河神謂己曰 界余 余賜女孟諸之麋

⑧「孟諸」は、宋の藪澤である。水と草とが交わるところ（みぎわ）を「麋」という。

附注の前半については、『爾雅』釋地〈十藪〉に「宋有孟諸」とあるのを参照。

注の後半については、『詩』小雅〈巧言〉「居河之麋」の

毛傳に「水草交謂之蘩」とあるのを参照。また、『爾雅』釋水に「水草交爲漚」とあるのを参照。

團弗致也 大心與子西使榮黃諫

㊦「大心」は、子玉の子である。「子西」は、子玉の一族である。子玉は頑固で人の言うことをきかなかつたから、榮黄にたのんだのである。「榮黄」は、(下の)榮季である。

附注の「剛愎」については、宣公十二年の傳文に「其佐先穀剛愎不仁 未肯用命」とあり、注に「愎 很也」とあるのを参照。

團弗聽 榮季曰 死而利國 猶或爲之 況瓊玉乎 是糞土也 而可以濟師 將何愛焉

㊦河神の欲求を、そのまま、人民の願望にかさね合わせるのが、軍を成功させる道である、ということである。

附注の「附」は、(そして、「因」も)あるいは、したがうの意かも知れない(?)。

團弗聽 出告二子曰 非神敗令尹 令尹其不動民 實自敗也

㊦心を盡し力を盡して、惜しむところがないのが、「勤」である。

附『列子』黃帝に「都無所愛惜」とあるのを参照。

團既敗 王使謂之曰 大夫若入 其若申息之老何

㊦申・息二邑の子弟は、いづれもみな、子玉についていて、戦死した(からである)。どうやって(どのつら下げて)その父老にあうつもりか、ということである。

附『史記』項羽本紀に「且籍與江東子弟八千人渡江而西 今無一人還 縱江東父兄憐而王我 我何面目見之」とあるのを参照。

團子西孫伯曰 得臣將死 二臣止之曰 君其將以爲戮

㊦「孫伯」とは、(上の)大心に他ならず、子玉の子である。二子は、これによって王の使いに答えたのである。

(つまり)子玉に、(君のもとに)出向いて、君の處罰を受けさせようとした、ということである。

團及連穀而死

㊦連穀まで来たが、王から赦命がなかったので、自殺したのである。文公十年の傳文に「城濮の戦役の際、王は、子玉を止めさせて、『死ぬな』と言ったが、間に合わなかった。子西もまた、自殺しようとしたが、首を縊った繩がきれたため、死なずにすんだ」とある。(とすれば)王は、この時、別に使いをやって、前の使いを追わせたのである。「連穀」は、楚地である。得臣を殺したことが、経では踐土の盟の上にあるのに、傳で下にあるのは、(傳は)晋の事を説きおえ(しまいまで説き)、ついで楚に及んだ、からであり、行文上の都合である。

附文公十年の傳文には「城濮之役 王思之 故使止子玉曰 母死 不及 止子西 子西縊而縣絕 王使適至 遂止之」とあって、ここの注の引用は、原文どおりではない。

傳晉侯聞之而後喜可知也

㊤ 喜びが顔にあらわれたのである。

附顧炎武『左傳杜解補正』に「古人多以見爲知 呂氏春秋

文侯不説 知於顔色 注 知猶見也」とあるのを参照。

傳曰 莫余毒也已 蔦呂臣實爲令尹 奉已而已 不在民矣

㊤ 保身に汲汲として、大志がない、ということである。

傳或訴元咺於衛侯曰 立叔武矣 其子角從公 公使殺之

㊤ 「角」は、元咺の子である。

傳咺不廢命 奉夷叔以入守

㊤ 「夷」は、諡（おくりな）である。

傳六月晉人復衛侯

㊤ 叔武が踐土で盟を受けたから、（晉は）衛侯の歸國をみるとめたのである。

附上の傳文に「衛侯聞楚師敗 懼出奔楚 遂適陳 使元咺

奉叔武以受盟」とある。

傳甯武子與衛人盟于宛濮

㊤ 「武子」とは、（下の）甯俞のことである。陳留の長垣

縣の西南部に宛亭があり、濮水に近い。

傳曰 天禍衛國 君臣不協 以及此憂也

㊤ 衛侯は楚につこうとし、國人はそれを望まなかった（上の傳文）から、不和になったのである。

附昭公二十五年の傳文「乃能協于天地之性」の注に「協和也」とあるのを参照。

傳今天誘其衷

㊤ 「衷」は、中である。

附閔公二年の傳文「用其衷 則佩之度」の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語上「其君齊明衷正」の章注に

「衷 中也」とあるのを参照。ちなみに、『國語』吳語「天舍其衷」の章注には「衷 善也 言天舍善於吳」とある。

傳使皆降心以相從也 不有居者 誰守社稷 不有行者 誰

扞牧圉

㊤ 牛には「牧」と言い、馬には「圉」と言う。

附昭公七年の傳文に「馬有圉 牛有牧」とあり、注に「養馬曰圉 養牛曰牧」とあるのを参照。

傳不協之故 用昭乞盟于爾大神 以誘天衷 自今日以往 既盟之後 行者無保其力 居者無懼其罪 有渝此盟 以

相及也

㊤ （「以相及」とは）惡（禍害）を及ぼす、ということである。

附隠公元年の傳文「將自及」の注に「禍將自及」とあるのを参照。また、桓公十八年の傳文「故及」の注に「及於難也」とあるのを参照。なお、安井衡『左傳輯釋』に「凡傳言及者 皆謂死亡 其自致死亡者 單言及 此謂同盟 相俱死亡之 故云相及也」とある。

團明神先君 是糾是殛 國人聞此盟也 而後不貳

⑤傳は、叔武が賢であり、甯武が忠であつて、衛侯は、それ故に「復歸」と書かれていて、ということを言ったのである。

附上の經文に「六月衛侯鄭自楚復歸于衛」とあり、注に「復其位曰復歸 晉人感叔武之賢而復衛侯 衛侯之入由于叔武 故以國逆爲文 例在成十八年」とある。

團衛侯先期入

⑥叔武を信じていなかった（からである）。

團甯子先 長胖守門 以爲使也 與之乘而入

⑦「長胖」は、衛の大夫である。甯子は、公がはやくしようとしていることを心配したから、先に入って、國人をさとし落ち着かせようとしたのである。

團公子歎犬華仲前驅

⑧衛侯はすぐさま馬をはしらせ、甯子の準備前をついたのである。二子は、衛の大夫である。

附莊公二十九年の傳文「輕曰襲」の注に「掩其不備」とあ

るのを参照。

團叔孫將沐 聞君至 喜 捉髮走出 前驅射而殺之 公知其無罪也 枕之股而哭之

⑨公は、叔武の尸（しかばね）をおこし、自分の股（ひざ）を枕にさせたのである。

附異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「首之字作其用以叔武尸之股爲枕也」とある。

團歎犬走出

⑩自分の手で叔武を射殺したからである。

團公使殺之 元咺出奔晉

⑪元咺は、衛侯が馬を走らせて侵入し、叔武を殺したから、晋に行つて訴えたのである。

團城濮之戰 晉中軍風于澤

⑫牛・馬が風にのつて走りだし、いづれもみな、いなくなつてしまったのである。

附四年の傳文に「唯是風馬牛不相及也」とあり、注に「牛馬風逸」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「傳言風而不言牛馬 杜何以知失牛馬 蓋因風馬牛之語 妄造此說耳 風於澤者 遇大風於澤也」とある。

團亡大旆之左旃

㊦「大旆」は、旗の名である。旆（のさき）につぎたすのを「旆」という。通帛（赤の無地）のを「旆」という。

附注の「大旆 旗名」については、上の傳文「狐毛設二旆而退之」の注に「旆 大旗也」とあるのを参照。

注の「繫旆曰旆」については、莊公二十八年の傳文「子元鬪御疆鬪梧耿之比爲旆」の注に「廣充幅長尋曰旆 繫旆曰旆」とあるのを参照。なお、その附も参照。

注の「通帛曰旆」については、桓公五年の傳文「旆動而鼓」の注に「旆 旆也 通帛爲之」とあるのを参照。なお、その附も参照。

なお、俞樾『茶香室經說』に「大旆之左旆 言大旆與左旆也 猶文十一年傳言皇父之二子 言皇父與二子也 古人多以之字爲連及之詞 說見王氏引之經傳釋詞 蓋旆亡大旆 并亡左軍之旆 杜注以旆旆二字分別釋之 其義已明 猶文十一年傳注旆出皇父與穀甥及牛父之名 其義亦明（中略）下文云 祁瞞奸命 杜注曰 掌此三事而不修爲奸軍令 所謂三事者 風于澤 一也 亡大旆 二也 亡左旆 三也 下注明言三事 知杜氏固不合大旆左旆爲一矣 乃後人不達杜義 遂改三事爲二事 阮氏按勘記曰 宋本澶熙本岳本足利本 三作二 是也 則反以誤本爲是矣」とある。

團祁瞞奸命

㊦これらの三事を職務としていながら、果たさなかったということが、軍令を犯した、ということである。

附注の「三事」については、すぐ上の附を参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「祁瞞所奸 別有其事」とある。

團司馬殺之 以徇于諸侯 使茅茷代之 師還 壬午濟河 舟之僑先歸 士會攝右

㊦舟之僑の代わりをしたのである。「士會」は、隨武子で、士蔦の孫である。

附注の前半については、上の傳文に「立舟之僑以爲戎右」とあり、注に「爲先歸張本」とあるのを参照。

注の後半については、宣公十二年の傳文「隨武子曰 善」の注に「武子 士會」とあるのを参照。また、『國語』周語中「晉侯使隨會聘于周」の韋注に「隨會 晉正卿 士蔦之孫 成伯之子 士季武子也」とあるのを参照。また、文公十三年の傳文「秦人歸其帑 其處者爲劉氏」の疏に引く『世本』に「士蔦生士伯缺 缺生士會」とあるのを参照。

團秋七月丙申振旅 愷以入于晉

㊦「愷」は、樂である。

附十二年の傳文「愷悌君子」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』大司馬「若師有功 則左執律 右秉鉞 以先愷

樂獻于社」の注に「兵樂曰愷（中略）司馬法曰 得意則愷樂愷歌 示喜也 鄭司農云 故城濮之戰 春秋傳曰 振旅 愷以入于晉」とあるのを参照。また、同大司樂「王師大獻 則令奏愷樂」の注に「愷樂 獻功之樂 鄭司農說以春秋晉文公敗楚於城濮 傳曰 振旅 愷以入於晉」とあるのを参照。

團獻俘授讖 飲至大賞

㊦「授」は、數（かぞえる）である。楚の俘虜を廟に獻じたのである。

附注の「授 數也」については、異説として、俞樾『羣經平議』に「授不訓數 當讀爲受 周官典婦功 凡授嬪婦功 司儀 登再拜授幣 鄭注竝曰 授當爲受 是其例也 獻俘受讖 文異而實同 自下言之 謂之獻 自上言之 謂之受矣」とある。また、安井衡『左傳輯釋』に「獻授互文 蓋獻俘讖於廟 別有其人 疑祝史掌之 軍人授之其人 其人受以獻之 故云獻俘授讖」とある。

注の「獻楚俘於廟」については、昭公十七年の傳文に「獻俘于文宮」とあるのを参照。また、『周禮』大司樂「王師大獻 則令奏愷樂」の注に「大獻 獻捷於祖」とあるのを参照。

團徵會討貳

㊦諸侯をよびよせ、冬に温で會合しようとしたのである。

附下の傳文に「冬會于温 討不服也」とある。

團殺舟之僑以徇于國 民於是大服 君子謂 文公其能刑矣 三罪而民服

㊦「三罪」とは、顛頤・祁曠・舟之僑のことである。

附上の傳文に「魏犢・顛頤・怒曰 勞之不圖 報於何有 燕僖負羈氏（中略）殺顛頤 以徇于師」とあり、また、「祁曠・奸命 司馬殺之 以徇于諸侯」とあり、また、「舟之僑先歸（中略）殺舟之僑 以徇于國」とある。

團詩云 惠此中國 以綏四方 不失賞刑之謂也

㊦「詩」は、大雅（民勞）である。賞と刑が適切であれば、中國（國內）は恵みを受け、四方（諸侯）は安定する、ということである。

附毛傳に「中國 京師也 四方 諸夏也」とあるのを参照。

また、僖公二十八年の穀梁傳文「復者 復中國也」及び昭公三十年の穀梁傳文「中國不存公」の范注に「中國猶國中也」とあるのを参照。

團冬會于温 討不服也

㊦衛と許を討つためである。

附下の傳文に「執衛侯歸之于京師」とあり、また、「丁丑 諸侯圍許」とある。

團衛侯與元咺訟

㊤叔武を殺した事について争ったのである。

附上の傳文に「元咺出奔晉」とあり、注に「元咺以衛侯驅入殺叔武 故至晉愬之」とあるのを参照。

團甯武子爲輔 鍼莊子爲坐 士榮爲大士

㊦「大士」は、獄訟をつかさどる官である。『周禮』に「命夫・命婦は、自身で獄訟の場に坐することはしない（代理をだす）」とある（小司寇）。元咺の場合も、その君（衛侯）と對坐するわけにゆかないから、鍼莊子を主（衛侯の代理）とし、また、衛の忠臣（甯武子）及び獄官（士榮）に、元咺を糾問させたのである。傳に「王叔の宰と伯輿の大夫とが、王庭で獄訟の場に坐した」とあって、（王叔と伯輿とは）それぞれ、自身ではしていない（襄公十年）。おそらく、今の、長吏（上役）に罪があれば、まず吏卒（部下）をとりしらべる、という（のと同じ）趣旨であろう。

附注の「大士 治獄官也」については、『周禮』秋官司寇の序官の注に「士 察也 主察獄訟之事者」とあるのを参照。また、『孟子』告子下「管夷吾舉於士」の趙注に「士 獄官也」とあるのを参照。なお、異説として、俞樾『茶香室經說』に「爲大士與爲輔爲坐 一律皆當時所爲 非舉其平日之官也」とある。

注の「周禮云云」については、『周禮』小司寇の當該の

文の注に「爲治獄吏娶尊者也 躬 身也 不身坐者 必使其屬若子弟也 喪服傳曰 命夫者 其男子之爲大夫者 命婦者 其婦人之爲大夫之妻者 春秋傳曰 衛侯與元咺訟 甯武子爲輔 鍼嚴子爲坐 士榮爲大理」とあるのを参照。

注の「故使叔・鍼莊子爲主」の「叔」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

注の「傳曰云云」については、當該の傳文の注に「周禮 命夫命婦不躬坐獄訟 故使宰與屬大夫對爭曲直」とあるのを参照。

團衛侯不勝

㊧三子は、言葉に窮した（言いまかされた）のである。

附隱公二年の公羊傳文に「辭窮也」とあるのを参照。

團殺士榮 別鍼莊子 謂甯俞忠而免之 執衛侯歸之于京師 眞諸深室

㊨「深室」とは、別に囚室をつくったのである。

團甯子職納棄饘焉

㊩甯俞は、君が暗くてせまい所におしこめられたから、自ら（願い出て）衣食（の差入れ）をおのれの職務としたのである。「棄」は、衣服をいれる囊（ふくろ）である。「饘」は、糜（かゆ）である。甯子がはなはだ忠で思慮深かったことを言っているのである。

〔附注の「麋 衣囊」については、『詩』大雅〈公劉〉「于麋于囊」の毛傳に「小曰麋 大曰囊」とあるのを参照。また、『説文』に「麋 囊也」とあるのを参照。

注の「饘 糜也」については、『説文』に「饘 糜也」とあるのを参照。なお、昭公七年の傳文に「饘於是 饗於是 以餉余口」とあり、注に「饘 饗 餉屬」とある。

注の「言其忠至 所慮者深」については、三十年の傳文に「晉侯使醫衍馱衛侯 甯兪貨醫 使薄其馱 不死」とあり、注に「甯兪視衛侯衣食 故得知之」とあるのを参照。

なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「蓋以饘實囊中 正義云 麋以盛衣 亦可盛食 宣二年傳 爲簞食與肉 實諸囊以與之 是也」とあり、また、安井衡『左傳輯釋』に「此爲三十年甯兪貨醫使薄其馱張本 當依宣二年傳爲職納食 杜分麋饘爲衣食 於文不詞 孔引二年傳 而不言杜非 疏家之常耳」とある。

〔團元〕 咺歸于衛 立公子瑕

④ 「瑕」とは、公子適をいう。

〔附三十年の傳文に「周治殺元咺及子適子儀」とある。

〔團是會也〕 晉侯召王 以諸侯見 且使王狩

④ 晉侯は、おおいに諸侯を集め、天子に尊事して、(臣と

しての) 名分をはたそうとしたが、強大にみえることをはばかって、周に朝することはせず、王を説得して、(周から) 出て狩をしてもらい、それを利用することで、(結局は) 羣臣の禮をつくすことが出来たのである。いづれもみな、「謀略を用いて、正道によらない」(『論語』憲問) という事(の例)である。

〔附注の「羣臣之禮」の「羣」は、あるいは、「君」の誤りかも知れない(?)。ちなみに、疏には「君臣之禮」とある。

〔團仲尼曰 以臣召君 不可以訓 故書曰天王狩于河陽 言非其地也〕

④ 天王が自主的に狩をしたが、土地をまちがえたから、書いた、かのようにしたのである。(この時) 河陽は、實はすでに晉に屬しており、王が狩をすべき土地ではなかった。

〔附疏に引く「釋例」に「天子諸侯 田獵皆於其封内 不越國而取諸人 河陽實以屬晉 非王狩所 故言非其地」とあるのを参照。なお、注の「河陽實以屬晉」については、二十五年の傳文に「戊午晉侯朝王(中略) 與之陽樊温原横茅之田」とある。

〔團且明德也〕

④ 君をよびよせた過ちをかくすことによって、晉の功德を

明らかにしようとしたのである。河陽の狩（二二）と趙盾の弑君（宣公二年）と泄冶の罪（宣公九年）とについては、いづれもみな、凡例を變えて（變例をたてて）大義を示しているが、（それが）危うく疑わしいものであるから、特に仲尼を稱して明らかにしたのである。

附上の疏に引く『釋例』に「且明德也 義在隱其召君之闕」とあるのを参照。また、宣公二年「秋九月乙丑晉趙盾弑其君夷臯」の疏に引く『釋例』に「經書趙盾弑君 而傳云靈公不君 又以明於例此弑宜稱君也 弑非趙盾 而經不變文者 以示良史之意 深責執政之臣 傳故特見仲尼 曰越竟乃免 明盾亦應受罪也 雖原其本心 而春秋不赦其罪 蓋爲教之遠防」とあるのを参照。また、宣公九年「陳殺其大夫洩冶」の疏に引く『釋例』に「陳靈公宣淫 悖德亂倫 志同禽獸 非盡言所救 洩冶進無匡濟遠策 退不危行言孫 安昏亂之朝 篡匹夫之直 忘蓬氏可卷之德 死而無益 故經同罪賤之文 傳特稱仲尼以明之 忠爲令德 非其人 猶不可 況不令乎 此其義也」とあるのを参照。なお、序に「其發凡以言例 皆經國之常制 周公之垂法 史書之舊章 仲尼從而脩之 以成一經之通體（中略）諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類 皆所以起新舊發大義 謂之變例」とある。

團 壬申公朝于王所

⑤ 衛侯を執えたことが、經では王に朝したことの下のにあるのに、傳で上にあるのは、執えたことを赴告するのがおくれたからである。

團 丁丑諸侯圍許

⑥ （丁丑）は十月十五日である。日があつて月がないのである。

附上の經「壬申公朝于王所」の注に「壬申 十月十日 有日而無月 史闕文」とあるのを参照。

團 晉侯有疾 曹伯之豎侯孺貨篋史

⑦ 「豎」は、（小事を）内外に通達することをつかさどる者である。「史」は、晉の史である。

附二十四年の傳文「初晉侯之豎頭須 守藏者也」の注に「豎

左右小吏」とあり、昭公四年の傳文「遂使爲豎」の注に「豎 小臣也」とあるのを参照。また、『周禮』内豎に「内豎掌内外之通令 凡小事」とあるのを参照。

團 使曰以曹爲解

⑧ 曹を滅したことを（病氣の）理由にしたのである。

附『後漢書』祭遵傳に「隗囂不欲漢兵上隴 辭說解故」とあるのを参照。また、『晉書』陳頊傳に「參佐掾屬多設解故以避事任」とあるのを参照。

團 齊桓公爲會而封異姓

⑨ 邢・衛を封じた。

附元年に「齊師宋師曹師城邢」とあり、二年に「春王正月城楚丘（注 楚丘 衛邑）」とある。

團今君爲會而滅同姓 曹叔振鐸 文之昭也

④「叔振鐸」は、曹の始めて封ぜられた君で、文王の子である。

附『史記』管蔡世家に「曹叔振鐸者 周武王弟也 武王已

克殷紂 封叔振鐸於曹」とあるのを参照。

團先君唐叔 武之穆也 且合諸侯而滅兄弟 非禮也 與衛

偕命

④内々に曹、衛をもとにもどすことを許した（上の傳文）

ということである。

團而不與偕復 非信也 同罪異罰 非刑也

④衛の方はどうにもどされた、からである。

附上の傳文に「六月晉人復衛侯」とある。

團禮以行義 信以守禮 刑以正邪 舍此三者 君將若之何

公說 復曹伯 遂會諸侯于許 晉侯作三行以禦狄 荀

林父將中行 屠擊將右行 先蔑將左行

④晉は、上・中・下の三軍を設置していたが、今ここで、さ

らに三行を増置して、天子の「六軍」という名稱を避け

たのである。三行に佐がないのは、多分、（卿ではな

くて）大夫が將帥だった、からであろう。

附注の「晉置上中下三軍」については、莊公十六年の傳文

に「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯」とあり、閔公元年の傳文に「晉侯作二軍」とあり、僖公二十七年の傳文に

「作三軍」とある。

注の「今復増置三行」については、十年の傳文に「左行共華右行賈華」とあることからすれば、傳の「作三行」の

「三」は、三つではなくて、三番目（つまり中行）の意に解せられるが、注の「三」は、文脈からして、三つの

意のようである（?）。

注の「以辟天子六軍之名」については、『史記』晉世家

「於是晉始作三行」の〈集解〉に「服虔曰 辟天子六軍

故謂之三行」とあるのを参照。なお、三十一年の傳文

に「作五軍以禦狄」とあり、成公三年の傳文に「十二月

甲戌晉作六軍（注 爲六軍 僭王也）」とある。また、

襄公十四年の傳文に「周爲六軍」とある。

注の「三行無佐 疑大夫帥」については、異説として、

『史記』晉世家「荀林父將中行 先穀將右行 先蔑將左

行」の〈索隱〉に「據左傳 荀林父並是卿 而云大夫帥

者 非也 不置佐者 當避天子也 或新置三行 官未備

耳」とある。